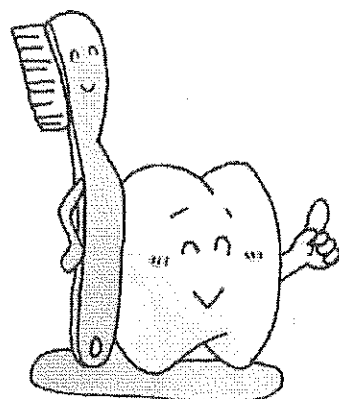


# みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書

(平成25年度版)



平成26年9月

三重県

# 目 次

はじめに

1	条例制定後の歯科口腔保健推進体制の整備等	
(1)	みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定	2
(2)	三重県口腔保健支援センターの設置	5
2	歯と口腔の健康づくり対策の推進	
(1)	各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策	
ア	乳幼児期	6
イ	学齢期	11
ウ	青・壮年期	18
エ	高齢期	23
(2)	障がい児（者）への対応	25
(3)	医科歯科連携による疾病対策	29
(4)	災害時における歯科保健医療対策	34
(5)	中山間地域等における歯科保健医療対策	36
3	歯と口腔の健康づくりの推進体制	
(1)	推進体制と進行管理	37
(2)	人材育成、資質の向上と調査・研究等	39
(3)	関係機関・団体等との連携	43
参考資料		
	〇みえ歯と口腔の健康づくり条例	46

## はじめに

この年次報告書は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、県が実施した施策などの実施状況について取りまとめたものです。

県の歯科口腔保健の推進に関する施策を効果的に推進していくために、年度ごとの施策の実施状況についてとりまとめ、議会に報告するとともに、県民、関係機関・団体、事業者などに公表することによって、県の歯科口腔保健の状況を明らかにし、施策への理解と協力を求めることとしています。

### みえ歯と口腔の健康づくり条例（平成24年3月27日 三重県条例第42号）

#### （目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けられることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

#### （基本計画）

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

# 1 条例制定後の歯科口腔保健推進体制の整備等

## (1) みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定

県は、県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的に、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念等を定めた「みえ歯と口腔の健康づくり条例」(以下「条例」という。)を、平成24年3月に制定しました。

条例制定の翌年の平成25年3月には、歯科口腔保健施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」を策定しました。

### みえ歯と口腔の健康づくり基本計画概要

#### (計画期間)

平成25年度から平成29年度までの5年間

#### (構成)

##### 第1章「基本方針」

条例に定める歯科口腔保健施策を展開することにより、健康格差を縮小し、健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざすことを示します。

##### 第2章「歯と口腔の健康づくりの目標」

県民の歯と口腔の健康の向上と、いつでも歯科健診などを受けられる環境の整備をめざす37項目の評価指標を示します。

##### 第3章「歯と口腔の健康づくり対策の推進」

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージごとの現状と課題、施策の方向を示すとともに、障がい児(者)への医療連携による疾病対策、災害時歯科保健医療対策、中山間地域等の歯科保健医療対策についての施策を示します。

##### 第4章「歯と口腔の健康づくりの推進体制」

三重県口腔保健支援センターの設置や、関係団体等とのネットワークづくり、啓発・情報提供、人材育成など推進体制の整備を示します。



評価指標と目標値の達成状況

達成状況 : 達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
1	むし歯のない幼児の割合	3歳児	78.3%(H23)	81.1%	84.0%	○
2	むし歯のない幼児の割合が80%以上である市町数	3歳児	6市町(H23)	12市町	12市町	◎
3	フッ化物歯面塗布を実施している市町数		21市町(H23)	22市町	29市町	○
4	フッ化物洗口を実施している施設数	保育所 幼稚園等	66か所(H23)	101か所	120か所	○
5	むし歯のない生徒の割合	12歳児	45.1%(H23)	51.6%	55.0%	○
6	生徒の一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	12歳児	5市町(H23)	9市町	10市町	○
7	学齢期における歯肉に炎症所見を有する児童・生徒の割合	小学生	2.7%(H23)	2.4%	1.9%	○
		中学生	5.2%(H23)	4.6%	4.8%	◎
		高校生	4.9%(H23)	5.1%	4.5%	×
8	未処置歯を有する生徒の割合	17歳	35.4%(H24)	35.3%	28.0%	○
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる学校の割合	小学校	65.6%(H24)	—	71.0%	—
		中学校	15.1%(H24)	—	21.0%	—
10	よく噛んで食べることを指導している学校の割合	小学校	86.8%(H24)	—	92.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指標(MIES)を活用している歯科医師数		5人(H24)	30人	30人	◎
12	学校等で歯や口に外傷を受けた子どもの数		256人(H24)	180人	減少	◎



No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
13	歯肉に炎症所見を有する人の割合	20～24歳	49.0%(H23)	—	37.0%	—
14	妊産婦歯科健康診査、歯科保健指導に取り組む市町数		15市町(H24)	17市町	20市町	○
15	未処置歯を有する人の割合	40歳	33.3%(H23)	—	22.0%	—
		60歳	37.5%(H23)	—	24.0%	—
16	進行した歯周疾患を有する人の割合	40～44歳	33.3%(H23)	—	29.0%	—
		60～64歳	56.0%(H23)	—	50.0%	—
17	喪失歯のない人の割合	40歳	66.7%(H23)	—	71.0%	—
18	24本以上自分の歯を有する人の割合	60歳	81.3%(H23)	—	83.0%	—
19	咀嚼良好者の割合	60～64歳	86.8%(H23)	—	90.0%	—
20	口臭が気になる人の割合	40～44歳	47%(H23)	—	減少	—
21	企業における歯周疾患検診実施率		17.8%(H23)	—	23.0%	—
22	歯周疾患検診に取り組む市町数		14市町(H23)	18市町	19市町	○
23	喫煙防止教育を行っている市町数		3市町(H23)	13市町	8市町	◎
24	定期的に歯科検診を受ける成人の割合		35.6%(H23)	—	50.0%	—
25	歯間部清掃用器具を使用する人の割合		39.0%(H23)	—	46.0%	—
26	8020運動を知っている人の割合		51.3%(H23)	—	55.0%	—
27	かかりつけの歯科医を持つ人の割合		77.7%(H23)	—	82.0%	—
28	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある人の割合		68.0%(H23)	—	75.0%	—
29	みえ8020運動推進員登録者数		222人(H23)	279人	400人	○
30	20本以上自分の歯を有する高齢者の割合	80歳	30.0%(H23)	—	40.0%	—
31	口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている人の割合	65歳以上	61.0%(H23)	—	70.0%	—
32	口腔機能向上サービスを実施している介護予防通所系事業所の割合		19.8%(H24)	18.9%	30.0%	×
33	在宅療養支援歯科診療所数		76機関(H24)	89機関	125機関	○
34	歯周疾患を有する特別支援学校の生徒の割合	高等部	13.0%(H23)	8.7%	9.0%	◎
35	みえ歯一ネットに参加している歯科医療機関数		125機関(H24)	124機関	135機関	×
36	がん等の手術前後の口腔機能管理を行う歯科医療機関数		9機関(H24)	15機関	60機関	○
37	地区歯科医師会と災害協定を締結している市町数		1市町(H24)	9市町	15市町	○

## (2) 三重県口腔保健支援センターの設置

条例をふまえた歯科口腔保健の推進のため、平成 25 年 9 月、健康福祉部内に「三重県口腔保健支援センター」を設置しました。



### 三重県口腔保健支援センターの概要

#### (設置目的)

歯科口腔保健の推進に関する法律第 15 条に規定する機関として位置づけるとともに、みえ歯と口腔の健康づくり条例第 12 条による計画に基づき、県民の歯科口腔保健を推進するために設置します。

(関係課) 長寿介護課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、教育委員会事務局保健体育課

#### (人員体制)

センター長	健康福祉部長
副センター長	医療対策局長
事務局	医療対策局健康づくり課

#### (業務内容)

- 歯科口腔保健対策の推進
- 人材育成と研修の実施
- 情報提供・啓発、ネットワークづくり
- 災害時歯科口腔保健対応
- 歯科口腔保健に関する調査
- 地域歯科口腔保健関係者との意見調整

## 2 歯と口腔の健康づくり対策の推進

### (1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

#### ア 乳幼児期

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
1	むし歯のない幼児の割合	3歳児	78.3%(H23)	81.1%	84.0%	○
2	むし歯のない幼児の割合が80%以上である市町数	3歳児	6市町(H23)	12市町	12市町	◎
3	フッ化物歯面塗布を実施している市町数		21市町(H23)	22市町	29市町	○
4	フッ化物洗口を実施している施設数	保育所 幼稚園等	66か所(H23)	101か所	120か所	○

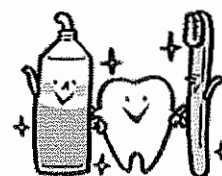
#### 《 現状と課題 》

むし歯のある1歳6か月児の割合は、年々減少しており、10年以上全国平均より良好な状況が続いています。また、全国平均より悪かった3歳児のむし歯の状況は、平成23年以降全国平均と同様になっています。乳幼児のむし歯は減少しているものの依然として地域により差があるため、むし歯の多い地域において歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供を充実していく必要があります。

子どもの歯と口腔の健康づくりに対する習慣づけや歯や口の健全な発育のために、すべての保育所、幼稚園において、昼食後の歯みがきの実施やよく噛むことを指導することが望まれます。

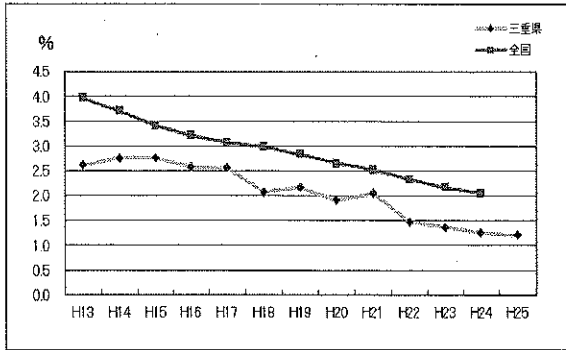
フッ化物歯面塗布を実施している市町やフッ化物洗口を実施している施設は、順調に増加していますが、効果的なむし歯予防の方法として、フッ化物の応用（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）をさらに普及していく必要があります。

児童虐待予防に向け、歯科医師等が市町や保育所、幼稚園等と連携を密にして子どもを見守っていくことが必要です。

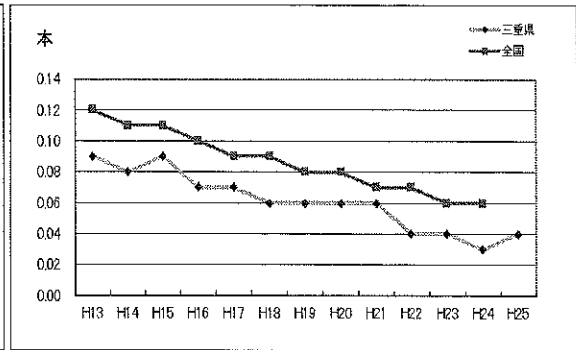




1歳6か月児むし歯有病者率の推移



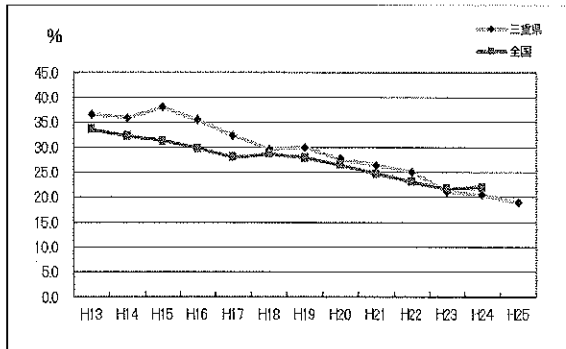
1歳6か月児一人平均むし歯数の推移



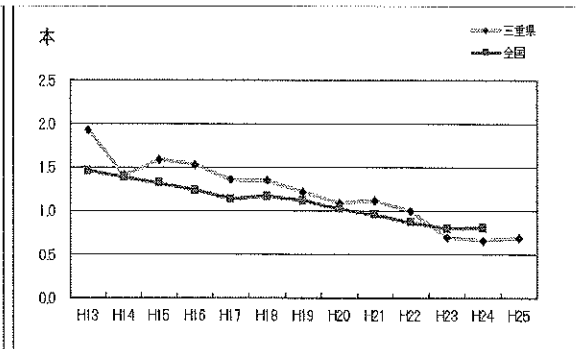
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
むし歯有病者率 (%)	三重県	2.61	2.76	2.76	2.58	2.56	2.07	2.17	1.91	2.05	1.47	1.37	1.26	1.21
	全国	3.97	3.71	3.41	3.21	3.07	2.98	2.84	2.66	2.52	2.33	2.17	2.06	
一人平均むし歯数 (本)	三重県	0.09	0.08	0.09	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.04	0.03	0.04
	全国	0.12	0.11	0.11	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	

出典：厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査結果」

3歳児むし歯有病者率の推移



3歳児一人平均むし歯数の推移



		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
むし歯有病者率 (%)	三重県	36.6	35.9	38.1	35.5	32.4	29.6	30.0	27.7	28.4	25.0	21.1	20.5	19.0
	全国	33.6	32.3	31.3	29.8	28.0	28.7	27.9	26.5	24.7	23.0	21.7	22.0	
一人平均むし歯数 (本)	三重県	1.93	1.41	1.59	1.53	1.36	1.35	1.22	1.09	1.12	1.00	0.70	0.66	0.69
	全国	1.46	1.39	1.32	1.24	1.14	1.17	1.12	1.03	0.96	0.87	0.80	0.81	

出典：厚生労働省 「3歳児歯科健康診査結果」



フッ化物洗口実施施設状況

市町名	実施施設数			実施人数	公費負担
	総実施施設数	保育園	幼稚園		
桑名市					
いなべ市					
本曾岬町					
東員町					
四日市市	3		3	409	
菰野町					
朝日町					
川越町					
鈴鹿市	1	6	1	314	
亀山市	1	1		22	
津市	6	6		285	○
松阪市	4	4	1	376	
多気町	5	5		283	
明和町	8	5	3	352	
大台町	4	4		120	○
伊勢市	3	3		71	
鳥羽市	1		1	45	○
志摩市	14	9	5	407	○
玉城町	4	4		274	○
南伊勢町	6	6		90	○
大紀町					
度会町					
伊賀市	6	6		83	○
名張市	2	2		21	○
尾鷲市	6	6		208	○
紀北町	5	4	1	102	○
熊野市	8	8		177	○
御浜町	1	1		56	
紀宝町	6	5	1	193	○
三重県	101施設	85施設	16施設	3,888人	12市町

フッ化物洗口実施状況年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
施設数(施設)	2	7	11	26	37	44	48	54	66	91	101
実施人数(人)	55	135	229	913	1,461	1,568	1,727	1,906	2,260	3,349	3,888

出典：三重県健康づくり課調査

## 《 平成 25 年度の取組 》

### 1 母子保健研修会の開催

開催日 平成 26 年 3 月 16 日 (日)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 内 容 昭和大学 名誉教授 向井 美恵  
 「食べる機能の気づきと支援～母子健康手帳を活用しよう～」  
 受講者数 75 名  
 歯科医師 30 名、歯科衛生士 32 名、管理栄養士・栄養士 9 名、  
 保健師 4 名

### 2 フッ化物洗口推進事業

#### (1) う蝕予防研修会

開催日 平成 25 年 8 月 25 日 (木)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 内 容 朝日大学歯学部長・口腔感染医療学講座社会口腔保健学分野教授  
 磯崎 篤則  
 「フッ化物をめぐる誤解をどう解く？」  
 受講者数 140 名  
 歯科医師 53 名、歯科衛生士 38 名、保育・教育関係者 33 名、  
 行政関係者 15 名、その他 1 名

#### (2) むし歯予防のためのフッ化物応用マニュアルの作成検討会の開催

開催日 平成 26 年 2 月 6 日 (木)  
 3 月 6 日 (木)

配布先 幼稚園、保育所、小中学校

#### (3) 幼稚園・保育所でのフッ化物洗口の実施

フッ化物洗口実施施設 (10 園)



地区	施設名	対象者数	年齢	1 回目実施	2 回目実施
四日市	エンゼル幼稚園	4 歳児 167 名 5 歳児 165 名	4・5 歳児	10 月 24 日 (木)	
鈴鹿	石薬師保育園	23 名	5 歳児	10 月 31 日 (木)	11 月 14 日 (木)
津	津市立安濃保育園	4 歳児 32 名 5 歳児 32 名	4・5 歳児	11 月 7 日 (木)	1 月 16 日 (木)
松阪	若葉保育園	4 歳児 32 名 5 歳児 31 名	4・5 歳児	12 月 12 日 (木)	12 月 19 日 (木)
松阪	わかすぎ保育園	4 歳児 25 名 5 歳児 23 名	4・5 歳児	10 月 24 日 (木)	11 月 21 日 (木)
松阪	つぼみ保育園	4 歳児 39 名 5 歳児 42 名	4・5 歳児	12 月 11 日 (水)	12 月 12 日 (木)
松阪	まつさか幼稚園	4 歳児 35 名 5 歳児 33 名	4・5 歳児	10 月 24 日 (木)	10 月 30 日 (木)

地区	施設名	対象者数	年齢	1回目実施	2回目実施
伊勢	みどり保育園	15名	4・5歳児	9月7日(木)	9月12日(木)
紀南	阿田和保育園	4歳児 23名 5歳児 33名	4・5歳児	1月9日(木)	
伊賀	名張市立綿生保育所	2名	5歳児	9月19日(木)	10月3日(木)

### 3 乳幼児への歯科保健相談・指導

#### 子育て歯みがき応援隊実施施設

市町名	日時	実施場所	対象者数	事業実施内容
鈴鹿市	12月10日	つどいの広場 愛あい	26名	集団指導
	12月11日	つどいの広場 愛あい	28名	
	12月12日	つどいの広場 愛あい	58名	
	12月13日	つどいの広場 愛あい	44名	
尾鷲市	5月14日	子育て支援センターちびっこひろば	25組	
	5月28日	子育て支援センターちびっこひろば	16組	
紀北町	2月19日	紀北町紀伊長島区東公民館	9組	
熊野市	6月25日	子育て支援センター	25組	
御浜町	5月24日	子育て支援室	13組	

#### 《 成 果 》

歯科保健担当者会議や母子保健研修を行うことにより、市町や歯科保健関係者等の知識の習得や歯科関連情報を共有することができました。

また、市町と連携した乳幼児保健指導において、歯科保健相談や、むし歯予防や食べ方などの指導を行い、歯科保健に対する保護者の意識の向上を図ることができました。フッ化物洗口推進事業の展開により、フッ化物洗口を実施する施設が増加し、むし歯予防だけでなく生活習慣の改善、施設の歯科保健環境整備を進めることができました。

#### 《 今後の方向性 》

むし歯予防や健全な口腔機能の発育のため、市町での乳幼児歯科健診や歯科保健指導等の歯科保健活動を支援するとともに、歯と口腔の健康づくりについての情報の提供を充実するなどして、地域間格差の縮小に努めます。

効果的なむし歯予防法として、歯みがきの習慣づけ、食習慣の改善、年齢に応じたフッ化物の応用等の取組を行います。

歯科健診や歯科治療時に、ネグレクト(育児放棄)等の児童虐待の可能性のある子どもを早期発見できるよう、歯科医療関係者に啓発するとともに、児童虐待の早期発見の促進のため歯科医療関係者と市町、児童相談所等が連携して取り組みます。

## イ 学齢期

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
5	むし歯のない生徒の割合	12歳児	45.1%(H23)	51.6%	55.0%	○
6	生徒の一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	12歳児	5市町(H23)	9市町	10市町	○
7	学齢期における歯肉に炎症所見を有する児童・生徒の割合	小学生	2.7%(H23)	2.4%	1.9%	○
		中学生	5.2%(H23)	4.6%	4.8%	◎
		高校生	4.9%(H23)	5.1%	4.5%	×
8	未処置歯を有する生徒の割合	17歳	35.4%(H24)	35.3%	28.0%	○
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる学校の割合	小学校	65.6%(H24)	—	71.0%	—
		中学校	15.1%(H24)	—	21.0%	—
10	よく噛んで食べることを指導している学校の割合	小学校	86.8%(H24)	—	92.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指標(MIES)を活用している歯科医師数		5人(H24)	30人	30人	◎
12	学校等で歯や口に外傷を受けた子どもの数		256人(H24)	180人	減少	◎

### 《 現状と課題 》

むし歯のない12歳児の割合は年々増加していますが、全国平均58.5%には到達していません。

歯肉炎のある子どもの割合は、小中学校では減少傾向にあります。高校生は逆に増加しています。高校では、歯科保健指導等の機会が少なく、また、高校卒業後は、歯科健診を受ける機会が減少することから、高校生等に対する効果的な啓発が必要です。

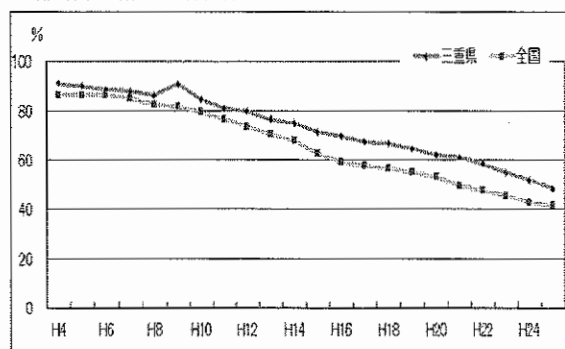
中学校では昼食後の歯みがきに取り組む学校が少なくなることから、歯みがきができる環境の整備や歯みがき習慣の確立に向けた取組が必要です。

学齢期のむし歯の状況は地域差が大きいことから、むし歯のある子どもの多い地域において、歯と口腔の健康づくりに関する教育を充実するなど、地域の実情に応じた取組が必要です。

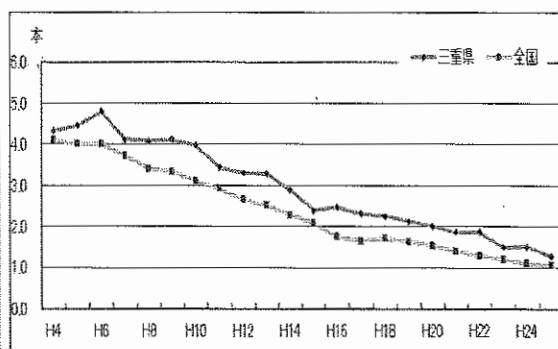
児童虐待予防に向け、歯科医師等と学校が連携を密にして子どもを見守っていくことが必要であることから、見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES)\*を活用して学校歯科医と学校が連携して取り組んでいます。今後、広くMIESが活用されるよう働きかけるとともに、MIESを活用した事例の検証が必要です。

\*見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES:Maltreatment index for Elementary Schoolchildren)は、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせ、潜在する被虐待児童を早期に把握し、学校関係者とともに見守りをするを目的に、県が三重県歯科医師会と愛知学院大学とともに開発したものです。

12歳児むし歯有病者率の推移



12歳児一人平均むし歯数の推移



		H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
むし歯有病者率 (%)	三重県	91.1	90.0	88.6	87.8	86.3	90.8	84.7	81.2	79.9	76.4	75.0	71.4	69.7	67.5	66.7	64.7	62.1	61.2	58.4	54.9	51.9	48.4
	全国	86.4	86.4	86.4	85.1	82.7	81.8	79.4	76.6	73.7	70.5	67.9	62.6	59.1	57.7	56.5	55.0	53.2	49.7	47.5	45.4	42.8	41.5
一人平均むし歯数 (本)	三重県	4.33	4.45	4.79	4.13	4.08	4.11	3.98	3.44	3.30	3.28	2.89	2.39	2.47	2.31	2.26	2.12	2.01	1.86	1.86	1.50	1.51	1.28
	全国	4.09	4.00	4.00	3.72	3.41	3.34	3.10	2.92	2.85	2.51	2.28	2.09	1.75	1.65	1.71	1.63	1.54	1.40	1.29	1.20	1.10	1.05

出典：三重県 「三重県健康状態調査」

《 平成 25 年度の取組 》

1 児童への歯科保健指導の実施

歯科保健指導実施小学校（13校）



地区	施設名	対象者数	対象学年	方法	実施日
桑員	桑名市立	27名	3年生	講話	11月21日(木)
	伊賀島小学校	4名	教職員	集団歯磨き指導	
四日市	四日市市立	147名	4年生	講話	1月23日(木)
	常磐小学校			集団歯磨き指導	
鈴鹿	鈴鹿市立	127名	4年生	集団歯磨き指導	10月10日(木)
	神戸小学校	10名	教職員等		
津	津市立	33名	4年生	講話	10月31日(木)
	雲出小学校	5名	教職員	集団歯磨き指導	
津	津市立	45名	2年生	講話	10月10日(木)
	豊津小学校	41名	6年生	個別歯磨き指導	
松阪	明和町立	14名	1年生	講話	10月3日(木)
	下御糸小学校	17名	2年生	集団歯磨き指導	
伊勢	伊勢市立	99名	1年生	講話	11月28日(木)
	有緝小学校	99名	4年生	集団歯磨き指導	
伊勢	伊勢市立	41名	3・4年生	講話	1月30日(木)
伊勢	伊勢市立	23名	2年生	講話、集団・個別歯磨き指導	10月24日(木)

伊勢	伊勢市立	77名	2年生	講話	1月23日(木)
	二見小学校	87名	5年生	個別歯磨き指導	
伊勢	伊勢市立	18名	3年生	講話	11月14日(木)
	上野小学校	12名	5年生	集団歯磨き指導	
志摩	鳥羽市立	5名	4年生	講話	1月23日(木)
	鏡浦小学校	8名	5年生	集団歯磨き指導	
尾鷲	尾鷲市	6名	5年生	講話	2月6日(木)
	向井小学校	5名	6年生	集団歯磨き指導	

### 歯科保健教室実施小中学校 (8校)

市町名	日時	実施場所	対象者数	事業実施内容
桑名市	11月21日	伊曾島小学校	27名	集団指導
四日市市	11月14日	川越中学校	145名	集団指導
鈴鹿市	12月12日	椿小学校	50名	集団指導
	1月30日	合川小学校	21名	集団指導
亀山市	1月23日	中部中学校 保健委員	25名	集団指導
名張市	10月31日	名張中学校	154名	集団指導
志摩市	9月25日	浜島中学校	24名	集団指導
	10月10日	安乗小学校	10名	集団指導

## 2 学校歯科保健研修会の開催

開催日 平成26年2月9日(日)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 内容 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科教授 稲垣 幸司  
 「歯科からはじめる禁煙支援 そのために必要なこと！」  
 受講者数 70名  
 歯科医師33名、歯科衛生士34名、行政関係者3名

## 3 学校歯科保健出前トーク

開催日 平成25年12月12日(木)  
 開催場所 牧田コミュニティセンター  
 対象者 鈴鹿市学校保健会 養護教諭50名  
 内容 三重県歯科医師会 福森 哲也  
 むし歯・歯周病の原因と予防に関する講演・実習  
 受講者数 50名 鈴鹿市学校保健会 養護教諭

4 学校歯科保健先進地視察研修

開催日 平成 25 年 12 月 19 日 (木)

視察校 岐阜県山県市立富岡小学校

参加者 35 名

県教委 1 名、市教委 4 名、学校保健会 1 名、教諭・養護教諭 6 名、  
保健師 2 名、歯科医師 9 名、その他 12 名

内 容 ・ 富岡小学校の歯科保健活動の紹介 富岡小学校養護教諭  
・ 校内見学

ランチルーム、教室での歯みがき・フッ化物洗口の様子、保健室等

・ 山県歯科医師会の取組の紹介 山県歯科医師会 尾野康夫

・ 講演 朝日大学歯学部長・教授 磯崎 篤則

「これからのわが国のフッ化物への取組」

5 6歳臼歯保護育成教育ツールの配付

配付時期 平成 26 年 4 月

対象者 県内小学校 1 年生 約 16,500 名

The image displays an educational tool for 6-year-old臼歯 (molars) protection, consisting of a worksheet and a card.

**Worksheet (Top Left):** Titled "6さい臼歯のつくりかた" (How to make 6-year-old molars). It features a drawing of a tooth and a rabbit icon. The text explains that 6-year-old molars are important for eating and speaking, and that they are the first permanent teeth to erupt. It includes a section for coloring the tooth.

**Worksheet (Top Right):** Titled "6さい臼歯は みつけられたかな?" (Did you find your 6-year-old molars?). It features a large drawing of a child's face with a tooth in the mouth. The text asks if the child has found their 6-year-old molars and provides a checklist for identifying them. The checklist includes:
 

- みぎうえ (right upper) 2本 (2 teeth)
- みぎした (right lower) 2本 (2 teeth)
- ひだりうえ (left upper) 2本 (2 teeth)
- ひだりした (left lower) 2本 (2 teeth)

 Total: 8本 (8 teeth).

**Worksheet (Bottom Left):** Titled "6さい臼歯のつくりかた" (How to make 6-year-old molars). It features a drawing of a tooth and a rabbit icon. The text explains that 6-year-old molars are important for eating and speaking, and that they are the first permanent teeth to erupt. It includes a section for coloring the tooth.

**Worksheet (Bottom Right):** Titled "カードのつくりかた" (How to make the card). It features a drawing of a tooth and a rabbit icon. The text explains that the card is used to identify the 6-year-old molars. It includes a section for coloring the card.

**Card (Bottom Left):** A small card with a drawing of a tooth and a rabbit icon. It is used to identify the 6-year-old molars.

**Card (Bottom Right):** A small card with a drawing of a tooth and a rabbit icon. It is used to identify the 6-year-old molars.



6 見守りが必要な児童のスクリーニング指標 (MIES) 検証事業

実施時期 平成 26 年 2 月から 3 月末まで

対象者 鈴鹿市全小学校 30 校 1~3 年生児童 5,641 人

実施方法 児童に対する生活習慣アンケート及びチェックリスト (処置歯率等) により、見守りの必要な児童のスクリーニングを行った。

見守りが必要な児童のスクリーニング指標 (MIES) のツール

### お口のすこやか点すう

**1. しつものにこたえよう**

「はい」か「いいえ」のすじを○でかこもう

はをみがくと はぐきから ちが できますか。  
まいにち テレビを 2じかんいじょう みますか。  
ハンカチ、ティッシュを もっていますか。  
ひるごはんのあと、はを みがきますか。  
がっこうへ いくまえに テレビを みますか。  
まいにち よる10じまえには ねていますか。  
たべものを よくかんで たべますか。  
ゆうごはんのあと、おかしを たべますか。  
フツツを ぬってもらったこと が ありますか。  
あさ おきるじかんは きまっていますか。  
ねるまえに はを みがきますか。  
そとから かえると てを あらいますか。

はい

いいえ

**3. グラフをかこう**

ねん \_\_\_\_\_ ぐみ \_\_\_\_\_ ばん

なまえ \_\_\_\_\_

**2. てんすうの けいさんをしよう**

1. ○でかこんだすじをうえからたしませよう

2. ●と◎のすじの ぐうけいは いくつですか ( )+( )=( )

3. ▲と△のすじの ぐうけいは いくつですか ( )+( )=( )

4. ■と■のすじの ぐうけいは いくつですか ( )+( )=( )

5. ★と★のすじの ぐうけいは いくつですか ( )+( )=( )

**4. よい生活習慣はなにか**

**5. どの生活習慣をよくできるかな**

お口のけんこうのためのワンポイント

- **歯のせいけつ度**  
しよくじの あと、歯を みがきましょう。  
おうちの ひとに、しあがみかきを してもらいましょう。
- **歯のけんこう度**  
おやつは じかんを きめて たべましょう。  
テレビは じかんを きめて みようにしましょう。  
はやね、はやおきを こころげましょう。  
歯いしゃさんで ただしい歯みがきの しかたを おしえてもらいましょう。
- ▲ **はぐきのけんこう度**  
ふだんから、はぐきが けんこうか チェックしましょう。  
歯いしゃさんで ただしい歯みがきの しかたを おしえてもらいましょう。  
しよくじは、よくかんで たべましょう。  
きそくただしい せいかつを こころげましょう。
- ★ **衛生習慣**  
ねるまえには、ていねいに 歯を みがきましょう。  
歯いしゃさんで、フツツの りょうについて おしえてもらいましょう。

歯みがきのポイント



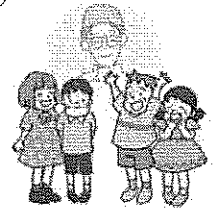
しよくじは あさ・ひる・ばん しつあがりあべよう!



ひとくち(歯)がい! よくなまろ!

- ① 歯のせいけつ
- ② 歯のけんこう
- ③ はぐきのけんこう
- ④ 衛生習慣
- ⑤ 歯の病気の予防
- ⑥ ガン予防
- ⑦ 歯槽膿漏
- ⑧ 歯の矯正
- ⑨ 歯の検定
- ⑩ 歯の検定

よくかめと、よいこといっぱい!



7 児童相談所一時保護所入所者への歯科健診、歯科保健指導

開催日 6月～3月 毎月第3木曜日

開催場所 北勢児童相談所・中勢児童相談所

対象者 児童相談所一時保護所入所者 延べ199人

8 「歯と口の健康づくりについて」のキッズ・モニターアンケートの実施

実施期間 平成25年11月11日～11月24日

回答者数 203名 小学生96名 中学生74名 高校生33名

調査結果概要



- ・歯みがきの回数は、1日に2回みがく人が59%と一番多く、1回、3回以上がそれぞれ20%であった。
- ・歯みがきをする時は、朝食後73.4%と夜寝る前67.5%が多かった。
- ・学校での歯みがきは、毎日する人が22%、学校では歯みがきをしない人が75%であった。
- ・70%の人が学校は歯みがきがしにくい環境であると回答した。
- ・84%の人がフッ素にむし歯を防ぐ効果があることを知っていた。
- ・76%の人が食べ物を良く噛むことが、記憶力や学習能力の向上につながることを知っていた。
- ・8020運動を知らない人は、48%であった。
- ・8020推進月間を知っている人は7%であった。

《 成 果 》

関係者への研修や歯と口腔の健康づくりに関する啓発、学校での歯科健診・歯科保健指導等の実施により、学校等での活動が拡大し、12歳児の1人平均むし歯数や、小中学生の歯肉炎は、年々減少しています。

キッズモニターアンケートの実施により、学校での歯みがきの状況等を把握し、今後の学校における歯科保健活動支援につなぐことが可能となりました。

小学校30校の低学年児童に対して見守りの必要な児童のスクリーニング指標(MIES)のツールを活用し、歯科保健教育を行うとともにMIESの効果検証を行いました。

歯科治療が困難になりやすい児童相談所の一時保護所入所者に対して、歯科健診・歯科保健指導を実施して、入所者の歯と口腔の健全な育成につなげました。

県内小学校1年生児童に6歳臼歯保護育成教育ツールを配付し、6歳臼歯の重要性について周知しました。

## 《 今後の方向性 》

研修会などの実施により、学校歯科医と学校、保護者、関係団体等が連携して、児童・生徒のむし歯や歯肉炎予防等の効果的な歯科保健活動が実施できるよう支援します。

学校歯科医等に対して、歯科健診を実施する際の診断基準が統一されるよう働きかけます。

歯科保健指導の充実により、正しい歯みがきの意識づけや確立、食習慣の改善、むし歯予防のためのフッ化物に関する学習や利用が促進されるよう、学校歯科医や歯科医師会等と連携して、学校での取組を支援します。

各学校で歯みがきができる環境改善の促進に努めます。

歯科医療関係者がネグレクト(育児放棄)等の早期発見に努めるなど、地域における子育て支援への関与を促進します。また、見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES)を活用して、児童虐待の可能性のある子どもを学校と学校歯科医等が連携して見守る取組を進めます。

## ウ 青・壮年期

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
13	歯肉に炎症所見を有する人の割合	20～24歳	49.0%(H23)	—	37.0%	—
14	妊産婦歯科健康診査、歯科保健指導に取り組む市町数		15市町(H24)	17市町	20市町	○
15	未処置歯を有する人の割合	40歳	33.3%(H23)	—	22.0%	—
		60歳	37.5%(H23)	—	24.0%	—
16	進行した歯周疾患を有する人の割合	40～44歳	33.3%(H23)	—	29.0%	—
		60～64歳	56.0%(H23)	—	50.0%	—
17	喪失歯のない人の割合	40歳	66.7%(H23)	—	71.0%	—
18	24本以上自分の歯を有する人の割合	60歳	81.3%(H23)	—	83.0%	—
19	咀嚼良好者の割合	60～64歳	86.8%(H23)	—	90.0%	—
20	口臭が気になる人の割合	40～44歳	47%(H23)	—	減少	—
21	企業における歯周疾患検診実施率		17.8%(H23)	—	23.0%	—
22	歯周疾患検診に取り組む市町数		14市町(H23)	18市町	19市町	○
23	喫煙防止教育を行っている市町数		3市町(H23)	13市町	8市町	◎
24	定期的に歯科検診を受ける成人の割合		35.6%(H23)	—	50.0%	—
25	歯間部清掃器具を使用する人の割合		39.0%(H23)	—	46.0%	—
26	8020運動を知っている人の割合		51.3%(H23)	—	55.0%	—
27	かかりつけの歯科医を持つ人の割合		77.7%(H23)	—	82.0%	—
28	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある人の割合		68.0%(H23)	—	75.0%	—
29	みえ8020運動推進員登録者数		222人(H23)	279人	400人	○

### 《 現状と課題 》

生涯をとおして自分の歯を健康な状態で維持するために、早期から歯周疾患予防や歯の喪失防止に取り組むことが重要です。

喫煙は、さまざまな健康被害を引き起こすとともに、歯周疾患の発症や重症化の原因にもなることから、市町において喫煙防止教育の取組を進めています。

歯周疾患の早期発見、重症化予防のために企業等での歯周疾患検診の実施が望まれますが、企業での実施率は低いことから、実施に向けた働きかけが必要です。

歯周疾患検診に取り組む市町は増加していますが、依然として検診受診率は低いため、受診率の向上に向けた支援が必要です。

妊産婦は、体調や生活習慣の変化によりむし歯や歯周疾患に罹りやすくなることから、市町での妊産婦歯科健診、歯科保健指導等の充実に向けて取組を進めています。

県民に対して歯科口腔保健の啓発を行う「みえ8020運動推進員」の登録者数は、年々増加していますが、引き続き地域歯科保健活動を担う人材の育成が必要です。

県内市町における歯周疾患検診実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
受診者数(人)	684	1,500	1,527	1,526	1,714	2,745	3,259	3,944	5,077
実施市町数(市町)	10	10	10	9	8	12	13	15	18

出典：厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」

《 平成 25 年度の取組 》

1 「生活歯援プログラム」を用いた成人歯科健診モデル事業

実施事業所 税理士事務所等 2 社  
 受診者 38 名  
 実施日 平成 25 年 12 月～平成 26 年 2 月  
 担当者 三重県歯科衛生士会会員  
 内容 質問票による口腔内状態や生活習慣等の把握により、歯科疾患に罹っている人をスクリーニングし、歯科医院への受診につなげる

2 噛むこととおした生活習慣病予防の推進

(1) かむかむクッキングコンクールの開催

< 1 次審査 >

開催日 平成 25 年 9 月 19 日 (木)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 審査項目 書類審査  
 応募作品数 132 点

< 2 次審査 >

開催日 平成 25 年 10 月 20 日 (日)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 審査項目 プレゼンテーション、実食、書類審査  
 審査作品数 20 点  
 受賞者 最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点、審査員特別賞 3 点

(2) 食と健康フォーラム (かむかむクッキングコンクール表彰式併催)

開催日 平成 25 年 10 月 20 日 (日)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 内容 管理栄養士・健康運動指導士 堀越 理恵子  
 「家庭・学校・地域ぐるみで食育を  
 ～タニタ社員食堂の実践例を踏まえて～」

参加者数 111 名  
 栄養士等 33 名、歯科関係者 29 名、一般 49 名

3 地域歯科保健実践事業  
妊産婦歯科保健指導

市町名	日時	実施場所	対象者数	事業実施内容
四日市市	4月2日	県立総合医療センター	14名	集団指導
	5月7日		8名	
	6月4日		17名	
	7月2日		4名	
	8月6日		12名	
	9月3日		12名	
	10月1日		11名	
	11月5日		14名	
	12月3日		8名	
	1月7日		12名	
	2月4日		8名	
	3月4日		5名	
津市	7月12日	ヤナセクリニック	12名	集団指導
	8月9日		12名	
	9月13日		11名	
	10月11日		6名	
	11月8日		9名	
	12月12日		11名	
	1月10日		14名	
	3月14日		18名	

まちな保健室における歯科相談

市町名	日時	実施場所	対象者数	事業実施内容
桑名市	4月21日	寺町通り商店街	5名	個別歯科相談
	5月19日		6名	
	6月16日		5名	
	10月20日		8名	
	11月17日		4名	
	12月15日		5名	
伊賀市 名張市	9月8日	いがまち保健センター	13名	個別歯科相談
	10月25日	社会福祉センターふれあい	19名	
	11月15日	石川集落センター	38名	

市町名	日時	実施場所	対象者数	事業実施内容
伊賀市 名張市	11月22日	馬田公民館	38名	個別歯科相談
	11月23日	美旗市民センター	31名	
	1月22日	桐ヶ丘集会所	30名	
	1月27日	社会福祉センターふれあい	26名	
	1月29日	壬生野地区市民センター	19名	
	2月7日	田中公民館	21名	
松阪市	4月13日	農業公園ベルファーム	24名	個別歯科相談
	5月18日	ベルタウン（駅前トラック市）	32名	
	6月8日	農業公園ベルファーム	13名	
	7月20日	ベルタウン（駅前トラック市）	20名	
	8月10日	農業公園ベルファーム	12名	
	9月21日	ベルタウン（駅前トラック市）	23名	
	10月12日	農業公園ベルファーム	16名	
	11月16日	ベルタウン（駅前トラック市）	24名	
	12月14日	農業公園ベルファーム	12名	
	1月18日	ベルタウン（駅前トラック市）	20名	
	2月8日	農業公園ベルファーム	1名	
	3月15日	ベルタウン（駅前トラック市）	23名	
	伊勢市	4月13日	高柳商店街 まちかど博物館	
5月11日		12名		
6月8日		15名		
7月13日		10名		
9月13日		22名		
11月9日		15名		
12月14日		13名		
1月11日		13名		
2月8日		7名		
3月8日		12名		
熊野市	4月28日	熊野市いこらい広場	20名	個別歯科相談
	5月26日		39名	
	6月23日		27名	
	9月22日		11名	
	10月27日		30名	
	12月23日		27名	
	1月26日		26名	

#### 4 妊婦への歯科口腔保健指導リーフレットの配付

対象者	妊婦
配付方法	母子健康手帳配付時に配付（全市町）
内容	母と子の歯っぴいライフ 妊娠中・出産後のアドバイス



### 《 成果 》

口腔内の診査を行わなくても歯周疾患等のチェックができる「生活歯援プログラム」を用いた成人歯科健診を、事業所においてモデル的に実施します。その結果をふまえ、効果的な成人歯科健診について検討するとともに、かかりつけ歯科医への定期受診につなげる仕組みづくりに取り組みました。

かむかむクッキングコンクールの実施により、生活習慣病予防のために、歯と口腔の健康と食生活の関連について認識を深め、食べること、噛むことをとおして成人への食支援を行いました。

学校、商店街、病院等の住民に身近な場所において、口腔の健康について気軽に相談できる機会を提供し、口腔や全身の健康についての情報発信を行うことにより、住民の健康づくりを支援しました。

### 《 今後の方向性 》

定期的な歯科受診につながるよう、歯科健診や歯科保健指導を実施する機会の確保に努め、市町や企業等における歯と口腔の健康づくりの取組を支援します。

歯周疾患や生活習慣病等の予防に向けて、市町等と連携して禁煙支援を行います。

生活習慣病予防のために、栄養バランスのとれた食事をしっかり噛んで食べる食習慣の普及などについて栄養関係団体等と連携して取り組みます。

妊娠時に歯周疾患が重症化することにより、早産や低出生体重児出産のリスクが高まることから、妊産婦への歯科健診、歯科保健指導を充実させ、歯周疾患治療の推進に取り組みます。

市町での母子健康手帳交付時に、母と子の歯と口腔の健康づくりについての情報提供を行うとともに、市町が行う妊産婦歯科健診や歯科保健指導の充実に向け支援します。

「みえ8020運動推進員」をはじめ歯科保健関係者への研修等を実施して、歯と口腔の健康づくりの啓発活動を行う人材の資質の向上を図ります。



## エ 高齢期

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
30	20本以上自分の歯を有する高齢者の割合	80歳	30.0%(H23)	—	40.0%	—
31	口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている人の割合	65歳以上	61.0%(H23)	—	70.0%	—
32	口腔機能向上サービスを実施している介護予防通所系事業所の割合		19.8%(H24)	18.9%	30.0%	×
33	在宅療養支援歯科診療所数		76機関(H24)	89機関	125機関	○

### 《 現状と課題 》

高齢者等の口腔機能を向上させる口腔ケアは、肺炎や低栄養、転倒による骨折を予防することにつながることから介護予防にも有効です。

口腔機能向上の取組を行っている介護予防通所系サービス事業所の割合は減少傾向にあることから、事業所に対して、口腔機能向上の有効性や効果的な手法について理解を深める取組を推進する必要があります。

在宅療養支援歯科診療所数は増加しているものの、在宅歯科医療を実施している歯科医療機関は依然として少ないため、実施する歯科医療機関を増やすとともに在宅歯科医療の質の向上を図るなどの体制整備が必要です。

介護保険施設の入所者に対する口腔ケアの実施は定着してきていますが、効果的な口腔ケアの手法などについて、施設職員等に啓発していく必要があります。

### 《 平成 25 年度の取組 》

#### 1 在宅歯科医療推進会議の開催

開催日 平成 26 年 2 月 27 日  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 協議内容 要介護高齢者施設等での口腔ケアモデル事業報告  
 在宅療養支援歯科診療所施設基準対応研修について等

#### 2 在宅歯科医療研修会の実施

開催日 平成 26 年 3 月 6 日  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 内 容 地域包括ケアシステムについて  
 対象者 歯科医師、歯科衛生士 13 名

#### 3 訪問歯科診療機器貸出

管理場所 三重県歯科医師会口腔ケアステーション  
 貸出件数 90 件

#### 4 要介護高齢者施設等での口腔ケアモデル事業

##### 口腔ケアモデル事業実施施設（7施設）

市町名	施設名	対象者数	実施日(1回目)	実施日(2回目)
桑名市	こころデイサービスセンター グループホームすずらん	47名	11月14日(木)	11月21日(木)
四日市市	デイサービスセンターいろは	18名	1月21日(火)	2月25日(火)
津市	津市戸木公民館	34名	1月23日(木)	
松阪市	グループホーム やまぶき	17名	1月16日(木)	2月6日(木)
明和町	サービス付き高齢者向け住宅 いなほの里	23名	10月24日(木)	11月21日(木)
伊勢市	伊勢通所介護事業所	18名	12月5日(木)	2月6日(木)
名張市	名張特別養護老人ホーム	11名	11月14日(木)	1月16日(木)

#### 《 成果 》

介護予防事業の一環として、介護保険施設において、口腔機能向上の講話と専門的口腔ケア指導を行い、介護者等の口腔ケアの知識の習得や技術の向上を促進しました。

在宅歯科医療推進会議や研修会の実施により、歯科医療関係者の資質の向上や関係者間の情報共有を図りました。

三重県歯科医師会の口腔ケアステーションにおいて、機器の貸出等、訪問歯科診療活動支援を行いました。

#### 《 今後の方向性 》

歯科受診が困難な高齢者が、自宅でも歯科治療や口腔ケアを受けることができるよう、地域ごとに歯科医師会が設置する口腔ケアステーションを整備し、医療、介護関係者等と連携した在宅歯科医療体制の充実を図ります。

市町の介護予防事業や介護保険施設等において、効果的な口腔ケアが提供され、歯と口腔の健康管理が定着するよう、関係者への研修や連携に向けた働きかけを行います。

摂食・嚥下機能が低下している介護が必要な高齢者等に対する専門的な歯科治療、口腔ケア等に関する知識や技術を持つ歯科医師、歯科衛生士の育成に取り組みます。

## (2) 障がい児(者)への対応

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
34	歯周疾患を有する特別支援学校の生徒の割合	高等部	13.0%(H23)	8.7%	9.0%	◎
35	みえ歯一トネットに参加している歯科医療機関数		125機関(H24)	124機関	135機関	×

### 《 現状と課題 》

歯周疾患を有する特別支援学校高等部の生徒は減少してきており、今後も継続して治療に結びつけるよう働きかけるとともに、歯と口腔の自己管理の定着に向けた支援が必要です。

障がい児(者)の歯科治療は、一般の歯科医療機関では受入が困難な場合もあるため、津市と四日市市にある障がい者歯科センターにおいて、障がい児(者)の歯科診療を行っています。

また、地域でも安心して歯科治療が受診できる体制整備を一層進めるため、県、県歯科医師会、障がい者支援団体の3者で障がい児(者)歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」を運営しており、今後、ネットワークに参加する歯科医療機関の増加と治療技術の向上を図る必要があります。

障がい児(者)を受入可能な歯科診療所の情報が不足していることから、「みえ歯一トネット」に参加している歯科医療機関の情報を、関係者に広く周知していく必要があります。

発達障がい等の外見からわかりにくい障がい児(者)については、歯科医療関係者が理解を深める必要があります。

### 《 平成25年度の取組 》

#### 1 みえ歯一トネット事業

協力歯科医院 124ヶ所

郡市歯科医師会別 : 桑員 14、四日市 22、鈴鹿 9、亀山 3、  
津 19、松阪 14、伊勢度会 20、志摩 6、尾鷲 2、南紀 5、伊賀 10

ホームページ <http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/index.html>

#### 2 みえ歯一トネット運営協議会の開催

開催日 平成25年7月25日(木)

開催場所 三重県歯科医師会館

内容 障がい児(者)福祉施設等における歯科保健指導について  
第5回・第6回みえ歯一トネット研修会について  
歯一トネット運営に関する問題点について

### 3 施設での研修会、歯科保健指導

施設名	日時	参加者	内容
三重県いなば園多機能事業所 プリズム	10月3日(木)	保護者等12名	ブラッシング指導、講話
鈴鹿市療育センター	10月17日(木)	利用者20名	ブラッシング指導、 歯科健診、講話
三重県立杉の子特別支援学校	10月24日(木)	児童・生徒56名	ブラッシング指導、講話
三重県立特別支援学校 西日野にじ学園	10月24日(木)	児童・生徒20名	ブラッシング指導、講話
通園めだか	11月7日(木)	利用者21名	歯科健診
三重県立盲学校	11月7日(木)	児童・生徒10名	ブラッシング指導、講話
藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ みのり	11月7日(木)	利用者等9名	ブラッシング指導
三重済美学院	11月14日(木)	職員24名	ブラッシング指導、講話
三重県立小児心療センター あすなる学園	11月14日(木)	利用者46名	講話
特別支援学校 聖母の家学園	12月10日(火)	児童・生徒31名	ブラッシング指導、講話
東紀州くろしお学園 おわせ分校	1月16日(木)	児童・生徒等26名	ブラッシング指導
三重県立稲葉特別支援学校	1月30日(木)	児童・生徒43名	ブラッシング指導、講話
三重県立草の実リハビリテーシ ョンセンター	2月6日(木)	利用者等20名	ブラッシング指導
三重県立杉の子特別支援学校 石薬師分校	2月27日(木)	児童・生徒等41名	ブラッシング指導、講話

#### 4 みえ歯一トネット研修会

開催日 平成 26 年 1 月 26 日 (日)  
開催場所 三重県歯科医師会館  
内 容 講演 1 障害者歯科診療時の注意点と対応の実際  
～『障害者医療』は『人間医療』の原点～  
芳賀デンタルクリニック 院長 芳賀 定  
講演 2 指導がむずかしいと言われてしまう子どもへの支援の実際  
～子どもが示す反抗挑戦的言動への即時対応～  
特別支援教育ネット代表  
宇部フロンティア大学臨床教授 小栗 正幸

受講者数 129 名  
歯科医師 36 名、支援団体・ボランティア団体 9 名、歯科衛生士 32 名、  
学校・保育所関係者 35 名、介護・福祉関係者 9 名、行政関係者 2 名、  
医師 2 名、その他 4 名

#### 5 みえ歯一トネット活用状況アンケートの実施

対 象 みえ歯一トネット参加歯科医療機関 125 機関  
調査内容 三重県障害者歯科センターから、病院歯科、歯一トネット協力歯科医  
院への紹介状況把握

#### 6 みえ歯一トネット協力歯科医院名簿の作成・配付

配付先 市町、障がい者福祉施設、幼稚園・保育園、学校、  
三重県歯科医師会会員等  
部 数 約 3,000 部

#### 7 障がい者歯科センター運営支援

対象施設 三重県歯科医師会 障がい者歯科センター  
対 象 者 一般歯科診療所での受診が困難な障がい児(者)  
診療日数 年間 90 日 (水曜日、木曜日、日曜日)  
患者延数 1,620 名  
歯科スタッフ 762 名

## 《 成 果 》

「みえ歯ートネット」による研修や障がい児(者)施設での歯科健診・歯科保健指導等を実施して、障がい児(者)の歯と口腔の健康づくりにつなげました。

障がい児(者)の歯科治療を受入可能な歯科医療機関の情報を、関係機関をとおして広く周知し、地域での障がい児(者)歯科医療の促進を図ることができました。

障がい児(者)歯科医療の拠点となる三重県歯科医師会障がい者歯科センターの運営を支援し、障がい児(者)歯科医療の充実を図りました。

## 《 今後の方向性 》

障がい児(者)が安心して歯科治療を受けることができるよう、引き続き三重県歯科医師会障がい者歯科センターでの歯科診療を支援しています。

障がいの状態に応じた歯と口腔の健康づくりに対する支援が、地域ごとに行われるよう、歯科医師会や障がい者支援団体と連携して、「みえ歯ートネット」を活用した障がい児(者)歯科保健医療の体制整備に取り組みます。

地域で障がい児(者)に対応できる歯科医療機関に対して、「みえ歯ートネット」への参加を促進するとともに、参加医療機関の情報の周知に努めます。

歯科医療関係者等に対する研修を実施し、歯科医療関係者の資質の向上を図ることにより、地域で障がい児(者)が安心して歯科受診できる体制を整備します。

特別支援学級・特別支援学校の児童・生徒や障がい児(者)施設入所者に対して、歯科健診や歯科保健指導を充実し、歯と口腔の自己管理ができるよう支援します。

### (3) 医科歯科連携による疾病対策

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
36	がん等の手術前後の口腔機能管理を行う歯科医療機関数		9機関(H24)	15機関	60機関	○

#### 《 現状と課題 》

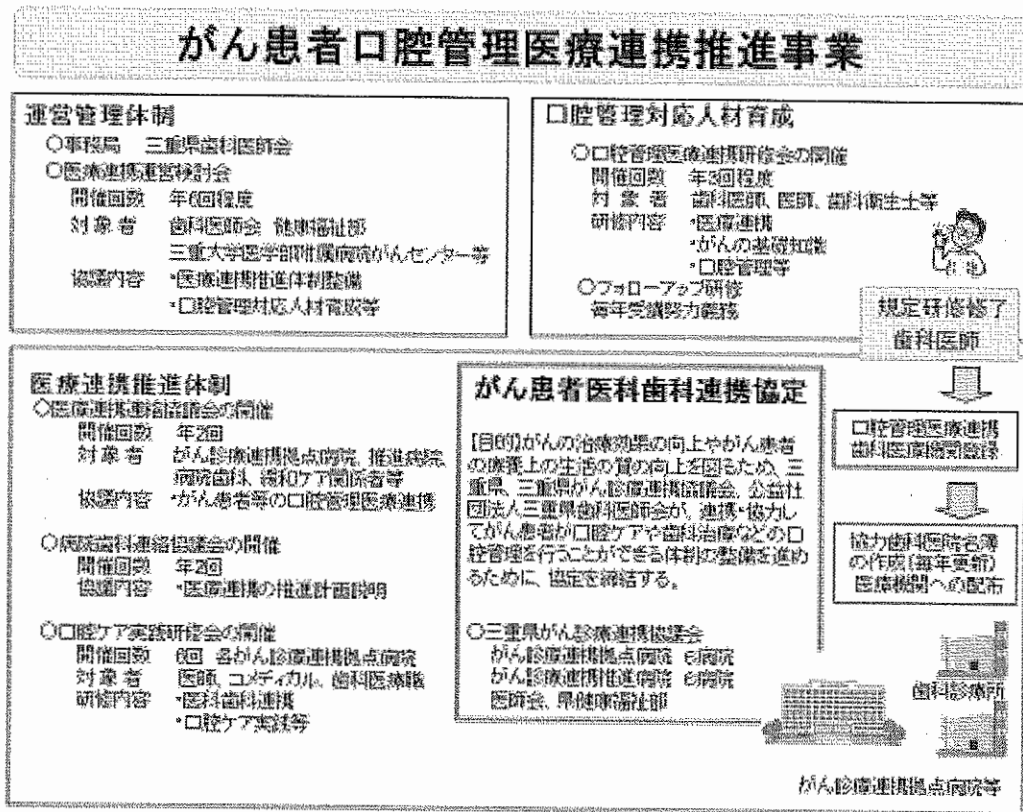
がん患者等の手術前後の口腔ケアの取組や、がん治療の副作用、合併症の予防、軽減など、患者の療養生活の質の向上をめざし、平成 25 年 6 月にがん患者医科歯科連携協定を締結し、がん患者の口腔ケアを推進しています。

また、歯周疾患と糖尿病は相互に関係し、その発症や重症化の要因となることから、糖尿病治療を行う医療機関と、糖尿病患者の歯周疾患予防および治療を行う歯科医療機関との連携が必要です。

そのほか、急性心筋梗塞の術後合併症の予防や脳卒中発症後の摂食・嚥下等の口腔機能の回復、誤嚥性肺炎等の予防のために、医療機関と連携して専門的口腔ケアや歯周疾患治療に取り組むことが必要です。

#### 《 平成 25 年度の取組 》

##### 1 がん患者口腔管理医療連携推進事業



(1) 協議会の開催

ア. 病院歯科連絡協議会

開催日 平成 25 年 5 月 23 日 (木)

参加者 歯科・歯科口腔外科を有する病院 (24 病院) の歯科医師等  
がん患者医療連携事業に関するプロジェクトチーム委員

イ. 医療連携連絡協議会

開催日 平成 25 年 5 月 26 日 (日)

参加者 三重県内のがん診療連携拠点病院 (6 病院)・がん診療連携推進病  
院 (6 病院) の医師  
がん患者医療連携事業に関するプロジェクトチーム委員

(2) がん患者医科歯科連携に関する協定

目的 がんの治療効果の向上やがん患者の療養上の生活の質の向上を図  
るため、県、三重県がん診療連携協議会、三重県歯科医師会の 3  
者が連携、協力して、がん患者が口腔ケアや歯科治療などの口腔  
管理を行うことができる体制の整備を進める。

締結式 平成 25 年 6 月 24 日 (月)



(3) 研修会・講習会の開催

ア 日本歯科医師会・国立がん研究センターによる医科・歯科連携講習会

ア) 連携講習会 I

開催日 平成 25 年 5 月 26 日 (日)

開催場所 三重県歯科医師会館

内 容 手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア

修了者 281 名

歯科医師 169 名、歯科衛生士 104 名、医療関係者 8 名



イ) 連携講習会Ⅱ

開催日 平成25年6月16日(日)

開催場所 三重県歯科医師会館

内容 がん化学療法、頭頸部放射線治療における歯科治療と口腔ケア

修了者 271名

歯科医師161名、歯科衛生士105名、医療関係者5名

ウ) 連携講習会Ⅲ

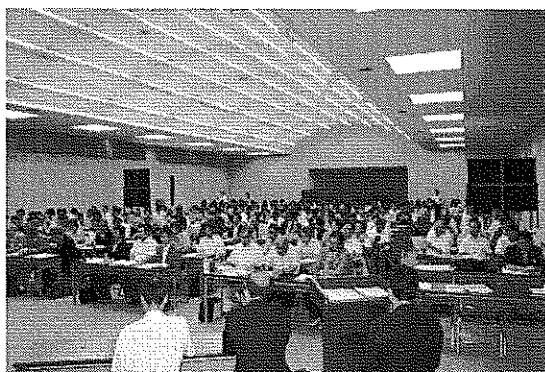
開催日 平成25年9月8日(日)

開催場所 三重県歯科医師会館

内容 がん緩和医療における口腔ケア

修了者 257名

歯科医師160名、歯科衛生士91名、医療関係者6名



イ 厚生労働省委託事業 全国共通がん医科歯科連携講習会

開催日 平成26年2月11日(火・祝)

開催場所 四日市歯科医師会館

内容 手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア

手術後がん化学療法等を受けている患者を対象とした歯科治療と口腔ケア

終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケア

修了者 96名

歯科医師95名、医療関係者1名

(4) 連携可能な登録歯科医療機関の公表

- ・手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア 202 機関
- ・手術後がん化学療法等を受けている患者を対象とした歯科治療と口腔ケア 185 機関
- ・終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケア 142 機関

(5) 講座・研究会等の開催

- ア がん診療医科歯科医療連携研修会（三重県立総合医療センター主催）  
開催日 平成25年11月1日（金）  
内 容 がん患者における周術期口腔ケアの必要性和医科歯科連携システムの構築  
対象者 三重県立総合医療センターの医師・看護師・事務職員  
講師 三重県歯科医師会
- イ 市民公開講座（三重大学医学部附属病院がんセンター主催）  
開催日 平成26年3月9日（日）  
内 容 地域歯科医師の役割  
対象者 県民  
講師 三重県歯科医師会
- ウ がんチーム医療研究会  
（がんチーム医療研究会、三重大学医学部附属病院がんセンター等共催）  
開催日 平成26年3月14日（金）  
内 容 がん患者における周術期口腔ケアの必要性和医科歯科連携システムの構築  
対象 がん診療拠点病院等の医療従事者  
講師 三重県歯科医師会

2 病院歯科における口腔ケア実践研修会

<藤田保健衛生大学七栗サナトリウム>

- 開催日 第1回 平成25年10月10日（木）、11月14日（木）  
第2回 平成25年12月19日（木）、平成26年1月23日（木）  
第3回 平成26年2月13日（木）、3月13日（木）
- 開催場所 藤田保健衛生大学七栗サナトリウム
- 講師 藤田保健衛生大学七栗サナトリウム歯科 講師 藤井 航
- 参加者 各回 歯科医師1名、歯科衛生士2名
- 研修内容 高齢障がい者・終末期患者に対する口腔ケア見学  
摂食・嚥下障害患者に対する嚥下訓練見学  
嚥下回診・嚥下カンファレンス参加  
嚥下造影検査・ビデオ内視鏡検査見学等

<社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院>

- 開催日 第1回 平成25年10月25日（金）  
第2回 平成25年11月15日（金）
- 開催場所 社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院
- 内 容 オリエンテーション、嚥下回診の見学、口腔ケアの見学等

講 師 社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院  
歯科口腔外科 部長 佐藤 耕一  
歯科衛生士 川口 治奈  
参加者 各回 歯科医師1名・歯科衛生士2名

### 3 三重県における医科歯科連携推進に関する調査等の実施

報告書内容 三重県における医科歯科連携の経緯  
医科歯科連携事業実施内容  
医科歯科連携推進に係る調査結果および波及効果等

#### 《 成 果 》

がんの治療効果の向上やがん患者の療養上の生活の質の向上を図るため、県と県内のがん診療連携拠点病院・同推進病院・医師会が加盟する三重県がん診療連携協議会、三重県歯科医師会の3者で「がん患者医科歯科連携協定」を締結し、がん患者の口腔ケアを推進する体制を整えました。

厚生労働省と日本歯科医師会、国立がんセンターが進める医科歯科連携講習会を開催し、歯科医療関係者および医療関係者に対して、術前・術後や科学療法・放射線治療における歯科治療や口腔ケア等についての理解を深めることができました。

がん患者の医科歯科連携に協力できる歯科医療機関を登録し、登録歯科医院名簿をがん診療を行う病院などに配付し連携に取り組みました。

がん診療連携拠点病院が開催する市民公開講座などにおいて、県民に対して、がん患者の医科歯科連携について普及することができました。

妊娠時に歯周疾患が重症化することにより、早産や低出生体重児出産のリスクが高まることから、マタニティークリニックでの歯科保健指導を実施し、妊婦の歯周疾患の重症化予防につなげました。

#### 《 今後の方向性 》

地域における具体的な連携の取組を進めていくとともに、歯周疾患と生活習慣病との関連性等さまざまな疾患のリスク等について広く啓発します。

がんや心臓疾患患者等の手術前後の口腔管理が充実するよう、急性期病院やかかりつけ歯科医等が連携した取組を促進します。

歯周疾患と糖尿病との関係について知識の普及を図るとともに、かかりつけ医とかかりつけ歯科医との連携を促進します。

脳卒中等の疾病により介護が必要な方に対する在宅歯科医療の充実を図るため、医科・歯科医療機関や介護保険施設関係者との連携を促進します。

マタニティークリニックでの妊産婦への歯科健診、歯科保健指導を充実させ、歯周疾患予防の推進に取り組みます。

#### (4) 災害時における歯科保健医療対策

No.	評価指標	条件	計画策定時	現状値(H25)	目標値(H29)	達成状況
37	地区歯科医師会と災害協定を締結している市町数		1市町(H24)	9市町	15市町	○

#### 《 現状と課題 》

三重県歯科医師会とともに作成した「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づき、平時から災害時の対応確認や訓練等、関係機関との連携や情報共有を図っていますが、大規模災害時に機能する体制整備が求められています。

大規模災害発生時には、地域や歯科医療機関の被災状況等の情報収集とともに支援活動の調整などを行う人材や、被災者の身元確認や応急歯科治療、避難所での口腔ケア等の支援を行う人材を育成する必要があります。

平成26年3月現在で9市町が地区歯科医師会と災害協定を締結していますが、他の市町においても災害協定を締結し、連携体制を整備する必要があります。

また、大規模災害発生時には、避難所等における口腔ケアが十分にできないことから、高齢者の誤嚥性肺炎等のリスクが高くなります。

#### 《 平成25年度の実施 》

##### 1 歯科保健医療災害対応委員会の開催

###### (1) 第1回委員会

開催日 平成25年4月18日(木)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 協議事項 災害時の対応・体制について

###### (2) 第2回委員会 郡市歯科医師会担当会議

開催日 平成26年1月18日(土)  
 開催場所 三重県歯科医師会館  
 協議事項  
 ・石巻赤十字病院における東日本大震災初動の記録  
 ・災害コーディネーター(身元確認・災害歯科保健医療)研修会について  
 ・安否確認システム登録状況について  
 ・災害時の福利厚生について  
 ・新型インフルエンザ等発生時における特定接種に関する医療機関の登録について

## 2 防災訓練の実施

### 安否確認システムの訓練

開催日 平成25年8月29日(木)  
対象者 三重県歯科医師会会員 872名  
訓練内容 安否確認、医療救護、遺体検案協力可否報告

## 3 災害対応における高齢者への食支援および口腔ケア研修会の開催

開催日 平成25年9月26日(木)  
開催場所 三重県尾鷲庁舎  
内 容 講演1【食支援】 災害への備え  
～何もないけどこれができる～  
講師 食育アドバイザー 土井 喜美子  
講演2【口腔ケア】 災害時、日常の口腔ケアについて  
講師 三重県歯科衛生士会 尾鷲南紀支部長  
山本 奈美  
参加者数 19名 介護サービス事業所職員等

## 《 成 果 》

歯科保健医療災害対応委員会を開催し、大規模災害発生時における対応、地域ごとの体制について確認を行いました。

歯科医師会全会員が安否確認システムに登録し、安否確認、医療救護、遺体検案協力可否報告等の訓練を行い、災害時の対応の確認を行いました。

災害時における高齢者への食支援および口腔ケアについて研修会を開催し、福祉避難所として活用される社会福祉施設等での災害時の対応について知識の普及を図ることができました。

## 《 今後の方向性 》

「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づき、初動対応や関係機関・団体等との連携などの体制について毎年確認を行います。

地区歯科医師会と市町との災害協定締結の増加に向けて、関係機関・団体等に働きかけるとともに情報共有および連携強化に努めます。

大規模災害発生時の被災者の身元確認、応急歯科治療、避難所での口腔ケア等に対応できる人材を育成するための研修を行います。

三重県広域災害・救急医療情報システム「医療ネットみえ」等により、救急歯科医療情報の提供を行います。

## (5) 中山間地域等における歯科保健医療対策

### 《 現状と課題 》

歯科医療機関がない無歯科医地区は2か所、無歯科医地区に準じる地区は8か所あり、これらの地域では歯科医療機関への通院が困難な状況にあります。

無歯科医地区では歯科受診が困難であることから、むし歯や歯周疾患に罹らないよう、子どもの頃から歯科疾患予防に取り組むことが必要です。

在宅患者等の通院が困難な住民に対しては、近隣地域の歯科医療機関から往診などにより歯科医療提供が行われていますが、十分に対応ができていない状況です。

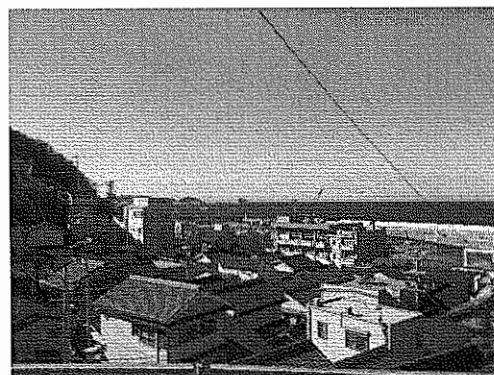
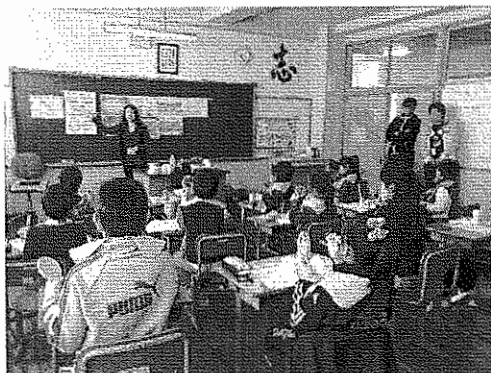
### 《 平成25年度の取組 》

#### 1 中山間地域での歯科健診、歯科保健指導

開催日 平成26年1月16日(木)

開催場所 鳥羽市立神島小学校(歯科医療機関がない離島の小学校)

対象者 小学1年生～6年生 16名



### 《 成果 》

歯科診療所がない離島の神島小学校全児童に対して、歯と口腔の健康づくりについての講話を行い、健康づくりに関する意識の向上を図りました。

### 《 今後の方向性 》

中山間地域を含む在宅歯科医療を充実するため、歯科医療関係者への研修および在宅歯科医療を行うための機器の貸出等を行います。

歯科医療機関への通院が困難な地域の児童・生徒、高齢者等に対して、歯と口腔の自己管理ができるよう歯科保健指導等の充実を図ります。

### 3 歯と口腔の健康づくりの推進体制

#### (1) 推進体制と進行管理

##### 《 現状と課題 》

本計画に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、三重県口腔保健支援センターを設置し、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価および市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援などを行っています。

本計画の推進にあたっては、三重県口腔保健支援センター運営協議会（三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会）等の意見をふまえ、毎年度、計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて施策の見直しを行うなど、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)により進行管理を行います。

PDCAサイクル評価の基礎資料とするため、毎年度、県内の歯科口腔保健の状況、市町の取組状況などを把握して報告書を作成し、ホームページ等で公表するとともに、引き続き、関係機関・団体等に情報提供し、それぞれの取組を支援します。

関係機関・団体等と連携を図るとともに、地域8020運動推進協議会等をとおして、地域ごとの歯科保健課題に応じた取組やネットワークづくりに向けた支援、市町が行う歯科保健活動に対する専門的アドバイス、技術的支援等を行う必要があります。

##### 《 平成25年度の取組 》

#### 1 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会の開催

##### <第1回>

開催日	平成25年8月22日(木)
開催場所	三重県歯科医師会館
内容	三重県の歯科保健の現状と方向性について 三重県口腔保健支援センターの設置について

##### <第2回>

開催日	平成26年3月20日(木)
開催場所	三重県歯科医師会館
内容	みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価指標達成状況と取組 平成25年度三重県の歯科口腔保健対策の実績報告 平成26年度三重県の歯科口腔保健対策

## 2 地域8020運動推進協議会

### 第1回協議会

地区	開催日	協議題
鈴鹿	11月21日(木)	鈴鹿市における要介護者を対象とした歯科保健の現状について
松阪	10月10日(木)	歯科保健条例に則した歯科保健の充実について
南勢志摩	11月14日(木)	生涯を通じたお口の健康について
南紀	1月30日(木)	各年代における数値目標について
伊賀	2月13日(木)	生涯を通じたお口の健康について

### 第2回協議会

地区	開催日	協議題
鈴鹿	1月30日(木)	今後の方向性について
松阪	2月13日(木)	(1) ソーシャルキャピタル創造の必要性について (2) 各年代における歯科保健課題の共有について
南勢志摩	2月20日(木)	生涯を通じたお口の健康について

## 《 成果 》

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会を開催し、三重県口腔保健支援センターの役割や基本計画における施策の実施状況を確認し、効果的な施策の推進について協議を行いました。

地域8020運動推進協議会を開催し、地域ごとの歯科保健課題について、関係者と協議し、地域歯科保健活動の推進を図りました。

## 《 今後の方向性 》

基本計画に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価および市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援などを行います。

基本計画の進捗状況を点検し、実施すべき事業を検討するほか、必要に応じて施策の見直しを行うなど、PDCAサイクルにより進行管理を行います。

県内の歯科口腔保健の状況、市町の取組状況などを把握して報告書を作成し、関係機関・団体等に情報提供し、それぞれの取組を支援します。

市町や関係機関・団体等と連携を図るとともに、地域8020運動推進協議会等をおして、地域ごとの歯科保健課題に応じた取組やネットワークづくりに向けた支援を行います。

市町が行う歯科保健活動に対する専門的アドバイス、技術的支援を行います。



## (2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等

### 《 現状と課題 》

県や市町に勤務する歯科医師、歯科衛生士は、平成 25 年度は、県に 3 名、8 市町に 11 名が配置されています。今後、地域における歯科口腔保健の推進に関する企画、事業の実施、評価の取組を進めるため、歯科専門職の充実が望まれます。

歯科疾患予防を推進する人材を確保するため、三重県立公衆衛生学院において歯科衛生士を養成するとともに、離職している歯科衛生士の再就職への支援や、県民に歯と口腔の健康づくりの啓発を行う「みえ 8020 運動推進員」を育成しています。

保健・医療・福祉・教育等の関係者に対して、歯と口腔の健康づくりに関する研修等を実施して関係者の資質向上を図る必要があります。

地域での歯科保健活動を支援するために、地域ごとの歯科保健の現状を調査し、市町や関係機関に情報提供する必要があります。

「歯と口の健康週間」(6 月 4 日～10 日)、「いい歯の日」(11 月 8 日)、「8020 推進月間」(11 月)を中心に、市町や関係機関・団体等と連携して、歯と口腔の健康づくりの重要性を広く啓発する必要があります。

歯科保健技術職員配置状況 (平成 26 年 3 月末現在)

市町村名	常勤職員数 (人)		非常勤職員数 (人)	
	歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
市 町		8	1	2
三 重 県	2			1
県 市 町 計	2	8	1	3

出典：三重県健康づくり課調査

歯科保健医療従事者数

	歯科医師 (人)	歯科衛生士 (人)	歯科技士 (人)	人口10万対 歯科医師数 (人)	歯科医師1人当 歯科衛生士数 (人)	歯科医師1人当 歯科技士数 (人)
三重県	1,150	1,619	505	62.6	1.41	0.44
北勢	492	668	205	58.6	1.36	0.42
中勢伊賀	313	415	124	68.4	1.33	0.40
南勢志摩	303	495	152	65.2	1.63	0.50
東紀州	42	41	24	55.3	0.98	0.57

出典：厚生労働省 「平成 24 年度医師、歯科医師、薬剤師調査」  
「平成 24 年度衛生行政報告例」 をもとに作成

## 《 平成 25 年度の取組 》

### 1 「歯と口の健康週間」の取組

実施期間 平成 25 年 6 月 4 日 (火) ～ 6 月 10 日 (月)

標 語 「健康は 食から 歯から 元気から」

- (1) 県政だより、FMみえでの広報
- (2) 歯と口の健康週間ポスター配布、掲示
- (3) 親と子のよい歯のコンクール審査
- (4) 市町、関係機関・団体等と連携した啓発

### 2 「いい歯の日 (11 月 8 日)」、「8020 推進月間 (11 月)」の取組

#### (1) 街頭啓発

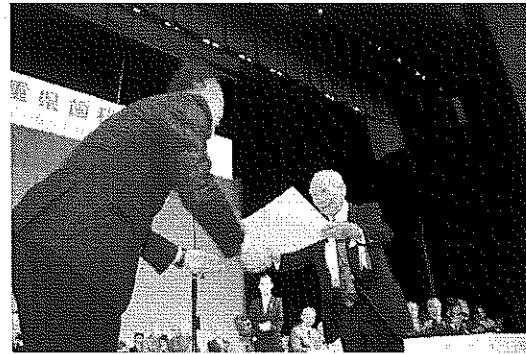
開催日 平成 25 年 11 月 8 日 (金)  
開催場所 JR, 近鉄津駅 (東口、西口)  
内 容 啓発用チラシ・歯ブラシの配布  
参加者 県、三重県歯科医師会、三重県立公衆衛生学院学生等  
計 18 名



- (2) 県政だより等での広報
- (3) 市町、関係機関・団体等と連携した啓発

### 3 三重県歯科保健大会の開催

主 催 三重県歯科医師会、三重県、三重県教育委員会  
開催日 平成 25 年 11 月 10 日 (日)  
開催場所 松阪市嬉野ふるさと会館  
参加者 477 名  
内 容 表彰  
歯と口の健康週間各事業表彰  
8020 表彰  
三重県歯科保健文化賞表彰  
歯科衛生功労者知事表彰  
特別講演  
「なぜ、かかりつけ歯科医師がいると長生きか」  
首都大学東京・大学院教授 星 旦二



#### 4 みえ8020運動推進員普及活動事業

歯科衛生士登録者数	628名
うち 8020運動推進員	297名



##### (1) 8020運動推進員指定研修会の開催

がん患者医療連携講習会Ⅰ	平成25年5月26日(日)	52名
がん患者医療連携講習会Ⅱ	平成25年6月16日(日)	53名
三重県学校歯科衛生大会	平成25年8月22日(木)	15名
フッ化物応用研修会	平成25年8月25日(日)	28名
がん患者医療連携講習会Ⅲ	平成25年9月8日(日)	47名
みえ歯ートネット研修会	平成26年1月26日(日)	26名
学校歯科保健研修会	平成26年2月9日(日)	30名
母子保健研修会	平成26年3月16日(日)	29名

##### (2) 8020運動推進員の各事業への参加

学校歯科保健指導事業	年間13回	5名
要保護児童歯科健診・歯科保健指導	年間10回×2箇所	8名

### 《 成 果 》

条例の制定により、これまでも啓発を行ってきた「歯と口の健康週間」に加え、「いい歯の日」、「8020推進月間」が定められ、市町や関係機関・団体等と連携した啓発の機会が増加し、広く県民に対して、歯と口腔の健康づくりに関する情報発信を行うことができました。

三重県歯科保健大会においては、よい歯の親子や児童・生徒、8020達成者等を表彰するとともに、特別講演を実施して歯と口腔の健康づくりについて周知を図りました。

また、歯と口腔の健康づくりを啓発する人材を登録して、各種研修を行うことにより、県が実施する歯科保健事業において活動する人材の育成を行うことができました。

県の歯科保健の現状を把握するため、市町の取組等について調査を行いました。

## 《 今後の方向性 》

歯科疾患予防を推進する人材を確保するため、三重県立公衆衛生学院において歯科衛生士を養成するとともに、離職している歯科衛生士の再就職への支援や、県民に歯と口腔の健康づくりの啓発を行う「みえ8020運動推進員」を育成します。

保健・医療・福祉・教育等の関係者に対して、歯と口腔の健康づくりに関する研修等を実施して関係者の資質の向上を図ります。

県が実施する調査や学校保健統計調査等の結果をもとに、毎年、現状分析や施策推進の評価を行います。

歯と口腔の健康づくりに関する情報収集を行い、関係機関や県民に情報提供します。

「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」を中心に、市町や関係機関・団体等と連携して、歯と口腔の健康づくりの重要性を広く啓発します。

### (3) 関係機関・団体等との連携

#### 《 現状と課題 》

県民が、歯と口腔の健康を保つことにより生涯をとおして健康な生活を送るためには、健康づくりに関係するさまざまな機関や団体等が、歯と口腔の健康づくりに関してそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して取組を進めていく必要があります。

#### 《 平成 25 年度 の 取組 》

##### 1 市町など地域歯科保健活動支援

###### (1) 歯科保健担当者会議の開催

開催日 平成 25 年 8 月 2 日 (金)

開催場所 三重県歯科医師会館

内 容

協議事項

- ・「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」について
- ・「三重の歯科保健」について
- ・口腔保健支援センター事業について

市町歯科保健事業の紹介

- ・木曾岬町子どものお口の健康づくり事業
- ・幼児健診などから見る志摩市の歯科保健について
- ・明和町フッ化物洗口事業について

##### 2 障がい者歯科ネットワーク「みえ歯ートネット事業」(再掲)

連携団体 三重県、三重県歯科医師会、障がい者支援団体

##### 3 がん患者医科歯科連携協定締結によるがん患者医科歯科連携 (再掲)

連携団体 三重県、三重県がん診療連携協議会、三重県歯科医師会

##### 4 「歯と口の健康週間」(6月4日～10日)、「いい歯の日」(11月8日)、「8020推進月間」(11月)での市町、関係機関・団体等と連携した啓発

##### 5 市町歯科口腔保健活動に対する支援

訪問回数 15回 5市町

支援内容 市町歯科保健会議への参加  
フッ化物洗口説明会講師

## 《 成 果 》

市町、保健所の歯科保健担当者間で、歯科保健に関する現状や取組、今後の方向性等について情報共有を図るとともに、市町、関係機関・団体等と連携して歯と口腔の健康づくりの啓発活動に取り組みました。

また、「がん患者医科歯科連携協定」を締結し、がん診療を行う病院と地域の歯科医療機関が連携してがん患者の口腔ケアを行う体制を整備するとともに、県、歯科医師会、障害者支援団体が連携した「みえ歯一トネット」により、地域における障がい児(者)歯科医療の促進と歯と口腔の健康づくりにつなげることができました。

## 《 今後の方向性 》

市町が実施する歯科保健活動に歯科の専門スタッフを派遣するなど、市町の取組を支援します。

また、関係機関・団体等と連携して地域の歯科保健医療資源を活用した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

## 參考資料

# みえ歯と口腔の健康づくり条例

(平成二十四年三月二十七日)

(三重県条例第四十二号)

みえ歯と口腔の健康づくり条例をここに公布します。

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 各主体の責務、役割等（第三条—第十条）
- 第三章 施策の基本的事項（第十一条—第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条・第十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

## 第二章 各主体の責務、役割等

### （県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

### （県民の責務）

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段



階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

#### (歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

#### (市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

#### (保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

#### (事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

#### (市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

#### (市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は八〇二〇運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

### 第三章 施策の基本的事項

#### (基本的施策)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。
- 二 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦

- 及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。
  - 四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
  - 五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
  - 六 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
  - 七 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。
  - 八 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関すること。
  - 九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。
  - 十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策に関すること。

#### （基本計画）

- 第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。
  - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
  - 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
  - 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
  - 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
  - 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

#### （調査）

- 第十三条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

#### 第四章 雑則

##### (財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「八〇二〇<sup>はちまるにいまる</sup>推進月間」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書

発行 平成26年9月

三重県口腔保健支援センター

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2294 FAX 059-224-2340

E-mail : [kenkot@pref.mie.jp](mailto:kenkot@pref.mie.jp)

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/hpm21/>

# 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）骨子案

## I 計画の策定にあたって

### 1 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境

- ・「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人とどまっておらず、また、20歳代の未婚者で9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにもかかわらず、50歳時の男性の未婚率が20%を超えているなど、結婚と出産について理想と現実のギャップが生じている。
- ・平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできた。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底に徐々に上昇しているが、平成25年は1.43と依然として低い水準にある。
- ・人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策を強化しなければ手遅れになる。
- ・一方、インターネットの普及や生活スタイルの変化などにより、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、いじめや不登校の件数、ひきこもり・ニートなども増加している。
- ・社会環境の変化を背景に、家族の在り方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、児童虐待の相談対応件数が1,117件で過去最多となっている。
- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は2012年時点で16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化している。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、平成24(2012)年度からのおおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を踏まえて策定するもので、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下の計画を一体化した計画である。

#### (1) 少子化対策計画

- ・平成26年2月に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成26年度単年度の計画であり、国においても、「少子化社会対策基本法」に基づき、新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われていることから、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

#### (2) 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画

- ・平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」を踏まえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(平成22年度～26年度)を改定。

(3) 子ども子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

- ・子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保方策について策定。

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画

- ・「母子及び寡婦福祉法」の改正による父子家庭に対する支援の拡充や「子供の貧困対策に関する大綱」の策定等のひとり親家庭を取り巻く環境変化等を踏まえて改定。

## Ⅱ 計画のめざすべき社会像等

### 1 めざすべき社会像

計画のめざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」とする。

- ・本県の少子化対策は、結婚や子どもを持つことについての理想と現実のギャップを解消するために取り組むものであるが、人口減少の視点では、主に出生数の減少による自然減への対応に資する取組である。
- ・県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因\*がなくなっている。

(※) 例えば、若者が経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気など。

- ・すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、(経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも)豊かに育つことができる環境整備が進んでいる。

### 2 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げる。

#### (1) 子どもの最善の利益を尊重する

- ・子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼する。

#### (2) 家族形成は当事者の判断が最優先される

- ・結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意する。



### (3) 人や企業、地域社会の意識を変える

- ・妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることはないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持つ。

### (4) 家族の特性に応じてきめ細かに支援する

- ・家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行い、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう取り組む。

### (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

- ・子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支える。

## 3 計画目標と進行管理

めざすべき社会像は概ね 10 年程度を目途にめざすこととしているが、取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を 5 年間とした上で、以下のような目標等を設定し、進行管理を行う。

### (1) 目標等

- ① 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を踏まえ、計画全体を包含するような目標を「総合目標（仮称）」として設定。
- ② 「総合目標（仮称）」以外に、重点的な取組などの進行管理を行うための「重点目標（仮称）」などを設定。
- ③ 目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標を「モニタリング指標（仮称）」として整理。

### (2) 計画期間

平成 27 年度から 31 年度まで（5 年間）。

### Ⅲ ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けて、以下のとおり、ライフステージ毎に切れ目のない支援が必要です。

#### 1 子ども・思春期

##### (現状と課題)

###### 【子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・核家族化の進行や地域の絆が薄れる中、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための、家族や地域社会がこれまで担ってきた機能が弱くなっています。
- ・子どもの頃に自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」という意欲も強いという調査結果もある。

###### 【ライフプラン教育の推進】

- ・妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるということがあまり知られていない。
- ・核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。

###### 【子どもの貧困対策】

- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は2012年時点で16.3%と過去最悪となっている。
- ・三重県の母子世帯数（他の世帯員がいる世帯含む）は14,666世帯で20歳未満の世帯員がいる世帯数に占める割合は、7.9%となっている。父子世帯数（他の世帯員がいる世帯含む）は3,154世帯で20歳未満の世帯員がいる世帯数に占める割合は1.7%となっている。（平成22年国勢調査）
- ・三重県の母子世帯における母の就労収入は、「100～150万円未満」の割合が最も多く、全国母子世帯調査結果の平均額と比較し、少ない額の割合が多かった。また、ひとり親世帯となったことを理由としての転職は、約63%と全国母子世帯調査と比較し、約20%多かった。（平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査）
- ・ひとり親家庭の子どもに対する悩みは、「教育・進学」に関するものが一番多く、母子世帯では、子どもの最終進学目標を「大学・大学院」とするものが全国母子世帯調査結果より、約10%多い。（平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査）
- ・ひとり親家庭での困ったときの相談相手として、「相談相手なし」の割合は、父子世帯で、約24%あった。（母子世帯は約6%）（平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査）
- ・生活保護受給世帯の中学生の高校進学率が、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」防止に向けて取り組む必要がある。

### 【児童虐待の防止】

- ・児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県も、平成 25 年度は 1,117 件と過去最多であった。また、平成 24 年に桑名市・四日市市で、母親からの虐待により乳児が死亡する痛ましい事例が発生しており、二度と同様の事例が発生しないようにするため、児童の一時保護等の法的対応・介入型支援の強化が必要である。

### 【社会的養護の推進】

- ・里親等委託率は、平成 26 年 3 月現在で 16.6%。里親委託優先の原則に基づき、里親等委託を増やしていくためには、里親の新規開拓や里親支援の充実が必要。

### 【不登校やいじめ等の問題行動防止】

- ・10 代の自殺率はほぼ横ばいで推移。スクールカウンセラー等の配置は公立中学では 100%になったものの、引き続き、いじめや問題等様々な課題に対応するための学校での相談体制の充実が必要。

### 【健全育成の推進】

- ・非行少年は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件の発生や、刑法犯少年の再犯者率が 3 割を超えていることから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要がある。
- ・平成 24 年度に外部機関と連携した薬物乱用防止を実施している中学校は 79.8%、高校は 100%。近年、危険ドラッグ等の問題が話題になる中、児童生徒への啓発、指導の継続が必要。

## (めざすべき方向性)

### 【子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組が様々な主体により各地で行われるとともに、野外保育やキャンプ等の自然体験を通じて、子どもの生き抜く力が育っている。

### 【ライフプラン教育の推進】

- ・子どものときに多くの大人に触れて社会性や職業観が育つとともに、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が児童・生徒を含めた若い世代の間に広がり、自らの人生設計を考える基盤ができています。

### 【子どもの貧困対策】

- ・子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等の取組が進んでいる。

#### 【児童虐待の防止】

- ・地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られている。

#### 【社会的養護の推進】

- ・里親委託や施設の小規模グループケア化が進み、家庭的な養護体制の整備が進むとともに、虐待を受けた子ども等に対する支援体制が整い、子どもの自立支援や権利擁護の取組が充実している。

#### 【不登校やいじめ等の問題行動防止】

- ・不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応が図られている。

#### 【健全育成の推進】

- ・問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る機運が醸成され、薬物乱用も含めた非行少年を生まない社会づくりが進んでいる。

### (主な取組内容)

#### 【子どもの育ちを支える取組の推進】

- ・企業やNPO、行政など様々な主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を支援するための環境づくりの実施。
- ・父親を含む男性が野外保育やキャンプ等の自然体験等を通じて、子どもの生き抜く力を育てることのできる環境づくりの実施。

#### 【ライフプラン教育の推進】

- ・小中学生や高校生、大学生等に対する家族観の醸成や妊娠出産や性に関する正しい知識の普及啓発の推進。

#### 【子どもの貧困対策】

- ・ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てや生活環境ができるような環境づくり。
- ・生活保護受給世帯等の子どもへの学習支援の実施。

#### 【児童虐待の防止】

- ・児童相談所の体制強化、市町や関係機関との役割分担及び連携の推進。

#### 【社会的養護の推進】

- ・新規里親の開拓及び里親・里子に対する支援の充実。
- ・家庭的な環境で子どもを養育することができるファミリーホームの設置を促進。

#### 【不登校やいじめ等の問題行動防止】

- ・小学校段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するため、教職員の研修を充実させるなど、不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応を図る。

#### 【健全育成の推進】

- ・学校等関係機関や、少年警察ボランティア等と連携し、「居場所づくり」活動等を通じた立ち直りを図るほか、非行防止（薬物乱用防止）教室を開催し、規範意識の向上に努める。
- ・スクールサポーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努める。
- ・危険ドラッグを始めとする薬物の悪質性や危険性についての正しい理解の周知徹底とこれら薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を置いた広報啓発活動や、供給の遮断と需要を根絶するための捜査力を強化する。

## 2 若者／結婚

### (現状と課題)

#### 【若者の雇用対策】【出逢いの支援】

- ・結婚していない理由は、「出会いがない(47.2%)」、「理想の相手に出会えていない(40.5%)」、「収入が少ない(30.4%)」が上位を占めている。(第3回みえ県民意識調査)
- ・平成25年度の厚生労働白書によると、非正規で働く30～34歳男性の既婚率は28.5%で、正社員の59.3%を大幅に下回る現状があり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない。
- ・結婚を望む方を後押しするためにも、若年者層の就労支援など経済的な基盤を確保するための支援が求められていると考えられる。(みえ県民意識調査分析レポート(平成26年度))
- ・特に男性の参加者は身だしなみやコミュニケーションに対する認識が低いため、市町やNPOなどの出逢いを支援している団体の中には、実施前のセミナーの必要性を痛感し、主催団体において事前講習を実施しているところもある。
- ・市町における出逢い支援事業について、「県に最も期待する支援内容」としては、「情報発信」に続いて「財政支援」が多い。
- ・従業員の結婚支援に取り組もうとしている企業があるが、なかなか取組を推進できない。

#### 【ニート・ひきこもり対策】

- ・ニート・ひきこもりなど困難を有する若者に対して、問題や原因を早期に発見し、支援していくための幅広いネットワークの構築が必要。

#### 【自殺対策】

- ・全国の15歳から39歳の死因のトップは自殺で、20歳代では2人に1人の割合となっている。

### (めざすべき方向性)

#### 【若者の雇用対策】

- ・安定した就労を求める方への支援が進み、若者の経済基盤が安定している。

#### 【出逢いの支援】

- ・結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、コミュニケーション能力研修の実施などの支援体制が整っている。

#### 【ニート・ひきこもり対策】

- ・自立に向けて相談や支援等を行う関係機関の連携体制が整っている。

**【自殺対策】**

- ・若年層が、問題に直面した際に周囲に必要な援助を求めていることができる。

**(主な取組内容)**

**【若者の雇用対策】**

- ・若年者の就労や非正規雇用から正規雇用への転換などを支援。

**【出逢いの支援】**

- ・結婚を望む人への出逢いの場の情報提供や市町などの自主的・主体的な活動の喚起と支援。
- ・従業員の結婚支援に取り組もうとする企業への支援。

**【ニート・ひきこもり対策】**

- ・自立に向けて相談や支援等を行っている機関の連携強化。

**【自殺対策】**

- ・第2次自殺対策行動計画に基づく取組の推進。

### 3 妊娠・出産

#### (現状と課題)

##### 【産前・産後ケアの充実】

- ・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘がある。
- ・妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、利用者がワンストップで対応できる仕組みづくりが重要。
- ・29 市町で乳児家庭全戸訪問を実施しているが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業については、制度化が進まない市町や、人員確保が難しい市町もあり、全ての市町において実施されていない。

##### 【不妊相談・治療】

- ・特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は大きな経済負担を強いられることが多い。
- ・不育症は、検査や治療方針が確立されていないことから、研究段階の検査や治療を受けるには保険が適用されず高額な医療費がかかることが多い。
- ・不妊・不育症ともに、相談や医療費助成等のサポート体制が整っていないことが不安となり、子どもを持つことを望む方が妊娠をあきらめてしまうこともある。

##### 【周産期医療体制の充実】

- ・周産期医療の進歩、充実により新生児の死亡率は低下してきているが、出産の高齢化等によるハイリスク分娩に備えていくためにNICU（新生児集中治療室）等の施設や医療体制を充実する必要がある。

#### (めざすべき方向性)

##### 【産前・産後ケアの充実】

- ・乳幼児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業をともに実施する市町が拡大するとともに、出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てることができるようになっている。



**【不妊相談・治療】**

- ・不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談や治療が受けられるようになっている。

**【周産期医療体制の充実】**

- ・安心して産み育てられるように、妊産婦・新生児の医療提供体制の充実が図られている。

**(主な取組内容)**

**【産前・産後ケアの充実】**

- ・フィンランドの「ネウボラ」のように、各市町の実情に応じて産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の既存の資源をネットワークでつなぎ、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりを推進。

**【不妊相談・治療】**

- ・不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報の提供。
- ・増加する不妊相談や不育症相談に対応するため、不妊相談センターにおける相談機能の充実を図るとともに、特定不妊治療に対する助成制度等の充実を図る。

**【周産期医療体制の充実】**

- ・周産期母子医療センターの運営、設備整備の支援。
- ・重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するための新生児ドクターカー（すくすく号）の運用。

## 4 子育て

### (現状と課題)

#### 【男性の育児参画の促進】

- ・第2子以降の出生には男性の育児参画が影響する（女性の育児負担を減少させるとともに、心理的な孤立感をなくすことができる）ともいわれている。
- ・父親の育児参画についての考え方は、年齢層が低くなるほど、「積極型」（父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき）の割合が高い。（第3回みえ県民意識調査）
- ・末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上働いており、帰宅時間が20時以降の割合が4割程度になっている。（みえ県民意識調査研究レポート（平成26年度））

#### 【家族を支える取組支援】

- ・核家族化、家族・地域の絆の希薄化進展に伴い、祖父母からの子育て支援や地域の見守り力が弱くなっている現状がある。一方で、20～40歳代の有配偶者では親の住まいが近くにあるほど、実際の子どもの数も理想の子どもの数も多くなる傾向にある。（みえ県民意識調査研究レポート（平成26年度））

#### 【幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進】

- ・女性（20～64歳）の年齢別就業状況を見ると、30歳代を底とするいわゆるM字型となっており、その働き方は、「パート・アルバイト・派遣社員など」が50.9%と最も多く、「正規職員」は29.9%に留まっている。仕事と子育てが両立しやすい環境にあるならば、「子どもができてみずっと働き続ける方が良い」という意見を持つ人の割合が、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい」という意見を持つ人を上回っている。（みえ県民意識調査研究レポート（平成26年度））
- ・女性の活躍による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する子育て家庭を支援していく必要があるが、保育所、保育士の不足等により県内においては待機児童が発生しており、その支援が困難な場合がある。
- ・幼児教育・保育、地域の子育てを担う事業者においては、少子化や子育て家庭のニーズの多様化等に対応し、認定こども園への移行、地域子ども・子育て支援事業の提供が求められている。
- ・共働き家庭においては、子どもが小学生になると保育所に代わる預け先を確保する必要があるが、預け先を確保できず就労が継続できない場合や預け先が確保できても保育所のように延長保育がないため、働き方を見直さざるを得ない場合（いわゆる「小1の壁」）がある。
- ・放課後児童クラブまたは放課後子ども教室は、平成25年5月1日現在、小学校数386に対して、未設置の小学校区数71となっており、小規模な小学校区において、放課後児童クラブの設置が進まない傾向がある。

- ・教育・保育現場、放課後児童クラブ等においては、児童虐待、障がい児、外国籍児童、養育困難家庭等の子どもと保護者への支援が必要であり、その従事者にはさらなる専門性の向上が求められている。

#### 【安心して子育てできる環境整備】

- ・子どもが安心して元気に遊べる場所の確保など、安心して子育てができる環境の整備が求められている。

#### 【病児・病後児保育の充実】

- ・病児・病後児保育に取り組む地域は平成 26 年度上半期で 18 市町であり、仕事と子育てを両立を支援する上で、病児・病後児保育に取り組む地域の拡大が求められている。

#### 【小児医療の充実】

- ・子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるよう小児医療の充実が求められている。

#### 【在宅での療育・療養支援】

- ・医療的ケアが必要な小児が家庭の中で社会と関わりながら育っていけるよう、また、家族が地域で安心して子育てができるよう在宅で療育・療養できる体制を構築する必要がある。

#### 【子どもの貧困対策】（【ひとり親家庭等自立促進計画】）

（「子ども・思春期」に記載）

#### 【児童虐待の防止】

（「子ども・思春期」に記載）

#### 【社会的養護の推進】

（「子ども・思春期」に記載）

#### 【障がい児施策の充実】

- ・障がい児とその家族が、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた途切れない支援や関係者間のスムーズな連携による支援が求められている。
- ・少子化が進展する一方、保育所や幼稚園等において、発達支援に対するニーズが高まっており、子どもや保護者に対する相談・専門的な支援などきめ細かな環境整備が求められている。とりわけ、身近な地域で早期に専門的な対応を行い、一貫した支援が行える人材が求められている。

#### （めざすべき方向性）

#### 【男性の育児参画の促進】

- ・男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まっている。

**【家族を支える取組支援】**

- ・行政を含む地域社会がそれぞれの「家族」を支える適切な取組が行われ、県民が「家族の一員」として安心して暮らしている。

**【幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進】**

- ・子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、認定こども園、保育所等が整備され、保育士の確保も図られている。
- ・全ての子どもの健やかな育ちを支援していくことができるよう、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の提供が図られている。
- ・子どもが小学生になっても、子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、放課後児童クラブの整備、拡充が図られている。
- ・支援が必要な子どもと保護者へ適切な支援を行うことができるよう、教育・保育現場、放課後児童クラブの従事者等の専門性の向上が図られている。

**【安心して子育てできる環境整備】**

- ・子ども達が安全で元気に遊ぶ場所などが整備され、安心して子育てできる環境が整備されている。

**【病児・病後児保育の充実】**

- ・病児・病後児保育に取り組む地域が拡大している。

**【小児医療の充実】**

- ・小児医療の提供体制が充実している。

**【在宅での療育・療養支援】**

- ・医療的ケアが必要な子どもが家族の一員として地域で生活ができるよう医療・福祉等の体制整備が進むとともに関係職種の人材育成が行われている。

**【障がい児施策の充実】**

- ・障がい児の個々のニーズに応じた丁寧な支援体制が、地域における関係機関の連携により構築され、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」が保障されている。

**(主な取組内容)**

**【男性の育児参画の促進】**

- ・男性の育児参画に関する取組を積極的に行っている方等の情報交換の機会の提供や県民への情報発信の促進。
- ・企業等の男性の育児参画についての関心を高めるための取組。

**【家族を支える取組支援】**

- ・地域における祖父母世代の子育て支援の促進支援。

**【幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進】**

- ・市町等が実施する認定こども園、保育所等の整備、保育士確保、放課後児童クラブの整備、拡充を支援。
- ・市町等が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援。
- ・教育・保育現場、放課後児童クラブ等の従事者の資質向上に向けて市町、幼稚園・保育関係団体等と連携した取組を推進。

**【病児・病後児保育の充実】**

- ・病児・病後児保育の施設整備支援や広域利用の市町への働きかけ。

**【小児医療の充実】**

- ・小児医療を担う人材の育成・確保。

**【在宅での療育・療養支援】**

- ・在宅での療育・療養を行うために必要となる保健・医療・福祉・教育等の連携体制整備や人材育成。

**【障がい児施策の充実】**

- ・障がい児の支援体制の構築のための関係機関の連携強化。
- ・市町における発達総合支援室の設置又は機能の整備と、専門性の高い人材の育成のための市町職員等の研修受入や巡回指導等における技術的支援、及び発達障がい児等に対する早期支援ツールの保育所等への導入促進。

## 5 働き方

### (現状と課題)

#### 【長時間労働の是正】【ワーク・ライフ・バランスの推進】

- ・県では、末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上働いており、帰宅時刻が20時以降の割合が4割程度となっている。一方で、週49時間以上働いている人の8割以上は、就業時間を短くしたいと希望している。(みえ県民意識調査研究レポート(平成26年度))
- ・優秀な人材を確保するため、企業側も労働条件の向上や勤労者福祉の充実を促進する取組に加え、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要。
- ・一般事業主行動計画について、企業では一度計画を策定した後、計画期間が終了または達成した後、新たな計画を策定しないケースもあり、平成25年度の実績は前年度を下回っている。

#### 【妊娠・出産・子育てへの職場の理解促進】

- ・働きながら妊娠した女性のうち、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している。マタニティ・ハラスメントが起こる理由の1位は、「男性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足(66.1%)」、2位に「フォローする周囲の社員への会社からの制度整備などのケア不足(39.3%)」などとなっている。(連合非正規労働センター「マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」2014年6月)
- ・労働者からの「婚姻、妊娠・出産などを理由とした解雇などの不利益な扱いを受けた」等のマタニティ・ハラスメントに関する労働局への相談は、改正雇用均等法が施行された平成19年度の2,722件から増加傾向にあり、平成25年度も3,371件ある。(厚生労働省「都道府県労働局雇用均等室での法施行状況」)
- ・企業内において、仕事と子育てを両立して輝いている女性ロールモデルが、まだまだ少ない。

#### 【子育て期女性の就労に関する支援】

- ・県の25～44歳の育児をしている女性の有業率は58.3%で、全国平均(52.4%)より高い。(平成24年就業構造基本調査)
- ・県の女性の雇用者(役員を除く)に占める非正規就業者の割合は60.8%で、全国平均(57.5%)より高く、全国では4番目の高さとなっている。(同上)
- ・県の20～50歳代の専業主婦に相当する有配偶の女性では92.4%の方が就労を希望しているとの調査結果もある。(第3回みえ県民意識調査分析レポート)
- ・妊娠・出産により一旦離職を希望する場合でも、復職の保障があると安心できる。

## (めざすべき方向性)

### 【長時間労働の是正】【ワーク・ライフ・バランスの推進】

- ・企業等で働き続けることができる環境の整備が進み、勤労者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス推進のための自主的な取組が増加している。

### 【妊娠・出産・子育てへの職場の理解促進】【子育て期女性の就労に関する支援】

- ・職場の管理職は皆「育ボス」になるなど子育てに優しい企業が増えるとともに、仕事と家庭の両立に関する職場の理解や環境整備、女性の意識変化が進み、結婚や出産後も働き続ける女性が増えているとともに、一度職場を離れた場合でも再就職や再就職後のキャリア形成支援の体制が整っている。

## (主な取組内容)

### 【長時間労働の是正】【ワーク・ライフ・バランスの推進】

- ・働き続けることができる職場づくりを進めようとする企業の取組の支援。

### 【妊娠・出産・子育てへの職場の理解促進】

- ・企業によるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりの支援。
- ・企業における妊娠・出産・子育てに優しい取組を拡げるための支援。

### 【子育て期女性の就労支援】

- ・子育てと仕事の両立を望む女性の就労の希望が叶うよう、企業における子育て支援の推進に関する取組支援。
- ・再就職した女性に対する、非正規雇用から正規雇用への移行等キャリア形成の支援。
- ・出産や育児を機に一旦退職し、再就職を希望する女性への支援。

## 6 県民の意識の高まり、環境の整備等

### (現状と課題)

#### 【県民の意識の高まり】

- ・地方においては、教育・保育サービスの拡充など子育て支援策は着実に進んでいるが、他方でライフプラン教育の実施、未婚化・晩婚化対策や妊娠・出産に向けた環境整備、働き方の見直しなどの分野は、行政（県・市町）でも取り組まれているが、依然として手薄な感が否めない。
- ・少子化対策に資する取組を行っている地域の活動団体等があるが、団体の活動内容等が把握できておらず、また、それぞれの取組は団体等の中で情報共有や、連携が不十分である。
- ・県民は少子化対策の必要性について理解はしているが、諸外国の状況と比較すると、男性の育児参画などで取組が遅れているのが現状である。

#### 【安全・安心のまちづくり等環境整備】

- ・安心して出産・子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整えることが求められる。
- ・良好な治安が保たれ、県民が安心して出産・子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整備するためには、地域住民による防犯ボランティア活動が極めて重要であり、関係機関、団体が連携を強化し、犯罪被害から子どもを守る活動を強化することが必要である。

#### 【有害環境対策】

- ・インターネット上でのいじめ等のトラブルが発生しており、情報モラルの低下や基本的な生活習慣への影響が懸念される状況にある。
- ・スマートフォン等の利用依存にならない対策が必要である。
- ・インターネット空間には、子どもにとって有害な情報も氾濫し、またコミュニティサイトの誤った利用をきっかけとする子どもの犯罪被害も多発している。
- ・不安を感じる犯罪について「インターネット利用犯罪」が「空き巣等の侵入犯罪」に次いで2位に、犯罪に遭う危険を感じる場所には「路上」「繁華街」に次いで「インターネット空間」が第3位に位置づけられるなど、インターネット空間の危険性が県民に身近で不安を感じる要因となっている。（三重県の治安に関するアンケート）

### (めざすべき方向性)

#### 【県民の意識の高まり】

- ・多様な主体が少子化に対する危機感や少子化対策の必要性を共有し、関係機関等が取組を継続、強化している。



**【安全・安心のまちづくり等環境整備】**

- ・地域住民の自主的な防犯活動を支援し、その活動を活性化・定着化させることにより、犯罪が減少し、県民が安心して出産・子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境が整うとともに、県内全域において、地域の各機関・団体の活動が一体化され、組織力を結集した、隙間のない犯罪被害から子どもを守る活動の取組がなされている。

**【有害環境対策】**

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用し、スマートフォン等の利用依存にならないような対策が講じられるとともに、ウェブサイト等から違法・有害情報等が削除され、安全で安心なインターネット空間が確保されている。

**(主な取組内容)**

**【県民の意識の高まり】**

- ・多様な主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」における意見交換や情報の発信の促進。
- ・みえの育児男子プロジェクトの実施。
- ・子育て同盟との連携事業の実施。
- ・少子化対策等に関する適切な情報提供の実施。

**【安全・安心のまちづくり等環境整備】**

- ・地域社会を支える様々な主体との連携・協働による子どもの見守り活動や、治安インフラの整備・拡充を通じて、犯罪や事故を発生させない環境づくりを推進。

**【有害環境対策】**

- ・家庭や学校からのネット被害の相談に対して、問題の早期解決を図るため、関係機関と連携した取組の実施。
- ・サイバーパトロールを実施し、サイバー犯罪の取締りやインターネット空間の浄化活動を行う。

## IV 重点的な取組

ライフステージ毎に洗い出した課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていく。

### 重点的な取組1 ライフプラン教育の推進

#### (背景)

- ・メディアやインターネットで簡単に情報は入るようになったが、妊娠・出産に関して、医学的な適齢期があることや不妊の原因の半分は男性にあるなどという正しい情報は注目を浴びることが少なく、学校や地域で学ぶ機会も少ない。
- ・また、核家族化や少子化が進行し、子どもが妊娠や出産に接する機会が減るとともに、地域の結びつきも弱くなる中、子どもが家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。
- ・そのため、子ども・思春期に正しい情報や自身のライフプランを考える機会を設定することの必要性が高まっている。

#### (計画期間中における主な取組内容)

- ・家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が児童・生徒を含めた若い世代の間に広がり、自らの人生設計を考える基盤ができるよう取組を進める。

- 小中学生が乳児への愛着や家族観の醸成を育めるようにするための各市町や教育委員会等と連携した取組。
- 中学生、高校生、大学生等を対象に、妊娠出産や性に関する正しい知識の普及啓発。

等

#### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 2 若者の雇用対策

### (背景)

- ・第3回みえ県民意識調査結果では、未婚の20歳代の9割、30歳代の8割が「いずれ結婚するつもり」と答えているが、男女とも世帯年収が増えるほどその割合が高くなっている。
- ・また、平成25年度の厚生労働白書でも、30～34歳男性の既婚率は非正規雇用28.5%、正社員59.3%と大きく開きがあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状もある。
- ・さらに、結婚相手に望む条件については、女性では「経済力」を重視する割合が高く、男性においても結婚相手の「経済力」を考慮する割合が増加しているなど、経済基盤と結婚の関係が浮き彫りになっている。
- ・若年者の「結婚」の希望を叶えるためには、安定した生活経済基盤が確立できるよう、就職や就労のミスマッチ解消に向けた支援の必要性が高まっている。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・安定した就労を求める方への支援が進み、若者の経済基盤が安定し、経済面で結婚を躊躇することがなくなるよう、取組を進める。

▶ 若年者の就労や非正規雇用から正規雇用への転換などの支援。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組3 出逢いの支援

### (背景)

- ・核家族化や少子化の進行と、個人の価値観の多様化、厳しい雇用環境の継続などにより、未婚化、晩婚化が進むとともに、地域の結びつきも弱くなり、出会いの場が少なくなっている。
- ・第3回みえ県民意識調査でも、結婚していない理由は、「出逢いがない」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めており、「結婚」の希望を叶えるためには、「結婚」を望む人にさまざまな出逢いの場をこれまで以上に提供していく必要がある。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、コミュニケーション能力などの支援体制が整うよう、取組を進める。

- 結婚を望む人への出逢いの場の情報提供。
- 市町や地域の活動団体などの自主的・主体的な活動の喚起と支援。
- 従業員の結婚支援に取り組もうとする企業の支援。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 4 子育て期女性の就労に関する支援

### (背景)

- ・日本の女性の就業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いており、先進国に比べるとその傾向が顕著となっている。
- ・また、県では20～30歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望しており、子育て期の就労ニーズは高い。(第3回みえ県民意識調査)
- ・女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率が高い傾向にあるというデータもあり、女性の就労希望を叶えることができる支援策が必要である。
- ・子育て期女性は短時間勤務等の柔軟な働き方を希望する傾向がある。(H25 子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査)

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・仕事と家庭の両立に関する職場の理解や環境整備、女性の意識変化が進み、結婚や出産後も働き続ける女性が増えているとともに、一度職場を離れた場合でも再就職や再就職後のキャリア形成支援体制が整うよう、取組を進める。

- 就学前の女子学生に対して、高等教育期に、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと仕事を両立しながら継続就労するライフプラン・キャリアデザインの形成を支援。
- 再就職した女性に対する、非正規雇用から正規雇用への移行等キャリア形成の支援。
- 出産や育児を機に一旦退職し、再就職を希望する女性への支援。
- 保育所の待機児童解消や放課後児童クラブへの支援。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組5 企業による子育ての両立に向けた取組の支援

### (背景)

- ・いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職している現実があり、その理由の4人に1人は「仕事と育児の両立が難しかった」としている。(第14回出生動向基本調査)
- ・また、両立が難しかったという具体的な理由としては、職場に両立を支援する雰囲気になかったことや勤務時間の問題を挙げる方が多く、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している現状と合わせて、企業における風土づくりが課題となっている。
- ・そのため、女性が働き続けることができる環境づくりや出産等で離職した女性の再就職への支援、女性・男性それぞれの意識変化を促す取組などを展開し、制度と機運の両面から環境整備を進める必要がある。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・職場の管理職が「育ボス」となり、子育てに優しい企業が増え、働く女性が安心して妊娠・出産できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない子どもを安心して産み育てることのできる職場環境づくりに向けて、取組を進める。

- 子育てと仕事の両立を望む女性の就労の希望が叶うよう、企業における子育て支援等働き続けることができる職場環境づくりの推進に関する取組支援。
- 企業によるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりの支援。
- 長時間労働の削減や育児休暇を取りやすい職場環境づくり。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組6 男性の育児参画の推進

### (背景)

- ・地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により男性の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- ・また、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査や、第3子になると、夫が育児参画していないと女性の出生意欲は低下するという調査結果がある。
- ・さらに、子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役として、男性の積極的な育児参画が求められている。
- ・多くの県民は男性の育児参画に肯定的であるが、まだ世代間で意識に格差があり、さらなる普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となっている。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・男性の育児参画が進むとともに、配偶者へのサポートや育児参画が大切であるという考え方が広まるよう、取組を進める。

- 男性の育児参画に関する取組を積極的に行っている方等の情報交換の機会の提供や県民への情報発信の促進。
- 企業等の男性の育児参画についての関心を高めるための取組。
- 野外保育やキャンプ等の自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることのできる環境づくり。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 7 家族を支える取組支援

### (背景)

- ・核家族化や家族・地域の絆の希薄化の進展に伴い、4人に1人が、「子育ての悩みを相談できる人がいない。」、4割の人が「困った時に子どもを預けられる人がいない。」、半数以上が「自分の他には子どもを叱ってくれる存在がない。」と答えているなど、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている現状がある。
- ・祖父母と同居または祖父母宅と近接しているほうが、子どもの数が多いという調査結果も現れているなど、保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要となっている。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・行政を含む地域社会がそれぞれの「家族」を支える適切な取組が行われ、県民が「家族の一員」として安心して暮らせるよう、取組を進める。

- 地域における祖父母世代の子育て支援の促進支援。
- 地域の子育て団体の取組の展開支援。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。



## 重点的な取組 8 産前・産後ケアの充実

### (背景)

- ・妊娠中や3歳未満の子育て中の母親の4人に1人は、不安や悩みを打ち明けたり相談する相手がいないと答えており、3人に1人は、社会からの孤立感を感じているなど、妊産婦や母親の孤立化が進んでいる。
- ・また相談体制も、妊娠は産婦人科、出産後の母子検診や乳幼児健診や予防接種は、医療機関や保健センター、育児相談は子育て支援センターなど、時期や受ける場所が地方自治体ごとに異なり、部署間での情報共有や連携体制が十分に整っていない。
- ・さらに、児童虐待の予防、早期発見には、出産後の不安定になりやすい時期の訪問や健康診査未受診者の把握、地域の協力による子どもの健康状態の確認などが必要であり、そうしたことから、医療機関や行政、地域が連携して切れ目のない母子保健対策や支援が受けられる体制整備が必要となっている。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が、切れ目なく受けられるよう、取組を進める。

▶ フィンランドの「ネウボラ」のように、各市町の実情に応じて産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の既存の資源をネットワークでつなぎ、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりを推進。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 9 不妊で悩む家族への支援

### (背景)

- ・平均初婚年齢の上昇とともに、第1子出産時の女性の平均年齢も上昇しているが、医療技術の進歩により、不妊治療を受ける方は年々増加している。
- ・そのため、県の特定不妊治療費助成実績も10年前の8.3倍ののべ2,453件と急増しており、治療費の平均も35万円と高額で経済的な負担も大きくなっている。
- ・また、不妊治療は、治療を受ける方にとって身体的・精神的な負担が大きく、治療件数の増加に伴って相談件数も10年前の2倍に増加し、男性不妊への対応やより専門的な相談支援へのニーズが高まっている。
- ・夫婦の6組に1組は不妊の検査や治療を受けたことがある状況の中、妊娠・出産の希望を叶えるため、不妊で悩む家族に対する相談体制の充実、経済的支援など、きめ細かなケアを行う必要がある。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療や相談が受けられるよう、取組を進める。

- 不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報の提供。
- 特定不妊治療に対する助成制度等の充実。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 10 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

### (背景)

- ・乳児死亡率が他県に比べて高く、小児救急に関する情報提供や相談体制の充実、小児救急医療体制の整備が必要となっています。
- ・また、医療の高度化により救われる命が増えている中で長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、在宅での療育・療養支援が必要となっている。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・安心して産み育てられるよう、妊産婦・新生児の医療提供体制の充実が図られるとともに、医療的ケアが必要な小児が家族の一員として地域で生活ができるよう療育・療養の支援体制の整備や関係職種の人材育成が行われるよう、取組を進める。

- 周産期母子医療センターの運営、設備整備の支援。
- 重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するための新生児ドクターカー（すくすく号）の運用。
- 医療的ケアが必要な小児が在宅で療育・療養するために必要となる保健・医療・福祉・教育等の連携体制や人材の育成。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 1 1 子どもの貧困対策

### (背景)

- ・平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 2012 年時点で 16.3%と過去最悪となっている。
- ・また、県の母子世帯における母の就労収入は「100～150 万円未満」の割合が最も多く、全国母子世帯調査結果の平均額と比較し、少ない額の割合が多くなっており、就業支援が求められている。
- ・さらに、貧困の連鎖を断ち切るためにも「大学・大学院」進学を希望する家庭に対する学習支援の仕組みづくりが必要。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等の取組を進める。

▶ ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てや生活環境ができるような環境づくりができるよう、6つの施策目標を定めて取り組む。

- ①親への就業支援
- ②子育てと生活のための支援
- ③子どもへの学習支援
- ④経済的な安定のための支援
- ⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知
- ⑥父子家庭に対する支援の拡充

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 1 2 児童虐待の防止

### (背景)

- ・ 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 25 年度に 1,117 件となり、過去最高件数となっている。
- ・ また、虐待者の 6 割が実母で、被虐待児童の約半数が 0 歳から 5 歳の乳幼児となっているなど、子育て中の母親が育児をはじめ様々なストレスにより、虐待を誘発している現状がある。
- ・ 年齢が低いほど生命の危険性が高いため、妊娠期からの虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が必要。
- ・ 虐待通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるためしたりスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要。
- ・ 市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議の充実を図るなどしながら、市町においてその規模、実情に応じた体制、取組が実現できるよう支援を行うことが必要。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・ 地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組み、児童虐待から子どもが守られるよう、取組を進める。

- 妊娠期からの虐待予防に向けて、三重県医師会等と検討した妊娠届出時のアンケートの県内市町での統一的活用を図り、医療機関との連携を強化。
- 児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族支援に向けたアセスメントツールの活用精度の向上。
- 市町の児童相談体制の強化に向け、市町職員の相談対応スキルの向上に向けた研修、スーパーバイザーの派遣などによる人材育成支援の充実。
- 市町をはじめとする関係機関の連携強化に向けたアドバイザー派遣など、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化にむけた取組の充実。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 1 3 社会的養護の推進

### (背景)

- ・虐待を受け、「大切にされる体験」を奪われて安心感や自信を獲得できていない子どもなど、社会的養護が必要な子どもが増えており、家庭的な環境の中で特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下での養育が必要となっている。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・里親委託や施設の小規模グループケア化、家庭的な養護体制の整備が進むとともに、虐待を受けた子ども等に対する支援体制が整い、子どもの自立支援や権利擁護の取組が充実するよう、取組を進める。

- 社会的養護において、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）によるものとし、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくために、里親等への委託、ケア単位の小規模化、地域分散化等の推進
- 要保護児童の自立や親子関係の再構築を支援するため、養育技術の向上や専門的支援の充実
- 施設退所後のアフターケアの充実

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## 重点的な取組 1 4 発達支援が必要な子どもへの対応

### (背景)

- ・発達が気になる子どもの割合は増加傾向にあり（文部科学省調査）、また、社会における発達障がいに対する認識度の高まりを受けて、発達障がい児等への支援ニーズが高まっている。
- ・発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要。

### (計画期間中における主な取組内容)

- ・発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築されることにより、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されるよう、取組を進める。

- 市町における発達総合支援室の設置又は機能の整備の促進。
- 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材の育成のための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援。
- 発達障がい児等に対する早期支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進。

等

### (計画の目標)

※取組の進行管理を行うため、目標項目や目標値などについて記載する予定です。

## V 計画を推進するために

※関係機関等と連携した取組を推進する体制や庁内における検討体制（三重県少子化対策総合推進本部）等について記載する予定です。

※計画の進行管理の考え方等について記載する予定です。